

**ドミニカ共和国
国家エコツアーリズム開発計画
事前調査報告書**

**平成 19 年 1 月
(2007年)**

**独立行政法人国際協力機構
経済開発部**

経 済
J R
07-070

**ドミニカ共和国
国家エコツアーリズム開発計画
事前調査報告書**

**平成 19 年 1 月
(2007年)**

**独立行政法人国際協力機構
経済開発部**

序 文

ドミニカ共和国における観光開発は大手外資系リゾート企業によるビーチリゾートホテルの建設を中心に行われてきており、現在ではカリブ地域最大の外国人観光客訪問国となっています。しかし、これらビーチリゾートの大半は観光客がホテル内で過ごし支出を行う「オールインクルーシブ」方式のため、わずかな地域住民の雇用を除き、地元コミュニティは観光収入の恩恵にあずかることができないのが現状です。

また、ドミニカ共和国ではイスパニョーラ島固有の生態系を残す地域の多くが国立公園や自然保護地域として指定されており、エコツーリズムのポテンシャルは高いことが確認されていますが、国家レベルの基本政策・方針がないため観光資源としての適切な開発がなされておらず、地域開発の手段として活用できていない状況です。

このような状況の下、ドミニカ共和国観光省と環境・自然資源省は共同で、地域コミュニティの所得向上に資することを目的として、国家エコツーリズム開発のマスタープランの策定に係る開発調査を要請しました。これを受け、独立行政法人国際協力機構は2006年10月から12月にかけて事前調査団を派遣し、その結果をミニッツ（M/M）に取りまとめました。

本報告書は、同調査団の調査結果を取りまとめたものです。

調査団派遣にご協力頂いた日本・ドミニカ共和国の関係各位に対し、深甚の謝意を表すとともに、今後の調査の実施にあたり、引き続きのご支援、ご協力をお願い申し上げます。

平成19年1月

独立行政法人国際協力機構
経済開発部長 佐々木 弘世

目 次

序 文

第1章 事前調査の概要	1
1-1 事前調査の背景と経緯	1
1-2 事前調査団の構成及び調査の期間	1
1-3 事前調査の目的	1
1-4 開発調査の目的の確認	1
1-5 カウンターパート機関及び実施体制の確認	2
1-6 開発調査の方針及び範囲、内容についての協議	4
1-7 現地踏査	6
1-8 その他確認事項及び情報・資料の収集（対処方針に沿って）	9
第2章 事業事前評価表（案）（開発調査プロジェクト）	21
2-1 評価5項目による評価結果	21
2-2 貧困・ジェンダー・環境などへの配慮	23
第3章 開発調査への提案	24
3-1 開発調査の対象地域	24
3-2 相手国関係者	24
3-3 開発調査の基本方針	24
3-4 開発調査の業務範囲及び内容	28
3-5 業務実施上の留意点	33
3-6 業務フローと要員構成	35
付属資料	
1. 現地踏査まとめ	43
2. カウンターパート、関係者などとの主な協議記録	71
別添資料	
1. 事前調査ミニッツ	185
2. カウンターパートによるドミニカ共和国の観光・自然保護地域の概要及び プロジェクト内容紹介プレゼンテーション資料	214
3. ドミニカ共和国側によるプレゼンテーション資料	225

第1章 事前調査の概要

1-1 事前調査の背景と経緯

ドミニカ共和国においては「太陽と海岸」をメインテーマとした観光開発が、スペイン、フランスを中心とする大手外資系リゾート企業によるビーチリゾートホテルの建設を中心に行われてきており、現在ではカリブ地域最大の外国人観光客訪問国（2005年：369万人）となっている。しかしながら、これらビーチリゾートの大半は「オールインクルーシブ」を採用しており、観光客はホテルの外から出ないため、わずかな地域住民の雇用を除き、地元コミュニティは観光支出の恩恵にあずかることがない。

他方、当国ではイスパニョーラ島固有の生態系を残す地域の多くが国立公園や自然保護地域として指定されており、エコツーリズムのポテンシャルは高いことが確認されているが、国家レベルの基本政策・方針がないため、観光資源としての適切な開発がなされておらず、地域開発の手段として活用できていない状況にある。

このようななか、ドミニカ共和国観光省（SECTUR）と環境・自然資源省（SEMARN）が共同で、潜在的観光資源の発掘による観光資源多様化を図り、環境保全及び地域振興に配慮した国家エコツーリズム開発計画の策定に係る開発調査についてわが国に要請してきた。

わが国政府は2006年度、開発調査を実施することに合意し、今般、事前調査を実施することとなった。

1-2 事前調査団の構成及び調査の期間

	氏名	担当分野	所属	期間 (2006年)
1	溝尾 良隆	団長・総括	立教大学観光学部 教授	11/2-11/8
2	岡崎 悦子	調査計画	コンサルタント	10/22-11/8 11/30-12/19
3	村上 博信	協力企画	JICA 経済開発部貿易・投資・観光チーム 職員	11/30-12/8

1-3 事前調査の目的

開発調査対象地域を現地調査するとともに、ドミニカ共和国側と以下の点を協議し、確認する。

- (1) 開発調査の目的の確認
- (2) 開発調査カウンターパート機関の確認、現地実施体制立ち上げについての協議
- (3) 開発調査の方針及び範囲、内容についての協議
- (4) 合意事項を Minute of Discussions（協議議事録）にまとめる。

1-4 開発調査の目的の確認

本案件要請について、ドミニカ共和国側で観光省と環境・自然資源省の2省が共同の要請元となっており、本案件エコツーリズム開発マスタープランの重点が観光セクター開発に置かれるのか、自然環境保護に置かれるのか不明瞭であった。この点について、カウンターパートとの協議の結果、以下のように確認された。

カウンターパートとなる両省とも本件はエコツーリズム観光開発が主目的であると確認し、上位目標は「観光の多様化、自然資源の保護、コミュニティの生活の質の向上に貢献するよう、公共及び民間セクター、NGO などによる参加と統合を通じてエコツーリズムが国家レベルで開発される」と掲げることを再確認した。

さらに、この上位目標を達成するためには、直接・間接的な裨益者となるコミュニティ、NGO、民間セクターなどのキャパシティのみではなく、カウンターパートとなる両省のキャパシティも向上することが開発調査の成果を高め、かつ、開発調査終了後のマスタープランの施行と当国におけるエコツーリズム開発のサステナビリティを向上するためには必要不可欠であると合意した。その結果、開発調査目標として、①国家エコツーリズム開発マスタープランが策定される、だけでなく、②エコツーリズム開発のための人的・組織制度的キャパシティが強化される、の2つを設定した。

1-5 カウンターパート機関及び実施体制の確認

本案件の実施機関が観光省及び環境・自然資源省の2省となるため、①責任の所在（JICA 本部からは観光省主導を提案）、②両省の協力関係、さらに、③観光省エコツーリズム課における人材の不在、④本案件実施期間中となる2008年半ばの大統領選挙後に予想される省庁の人事変更の影響、についてJICA 本部から懸念事項として確認及び解決が要請されていた。

まず、①については、観光開発に関する案件であるため観光省が主体となるところであるが、a) 観光省の組織力、人材能力が弱い、b) 観光省は当国の主流となっているマス・ツーリズムに傾倒している、c) 環境省も自然保護地域を中心にエコツーリズムを主体的に推進してきている、d) 両省のバランスと良好な関係の構築が本案件実施の基礎条件と判断されるため、いずれかの省1つのみを長とすることは避けた方がよい、などの理由から、両省を本件の実施責任機関とすることと再確認した。

同時に、開発調査実施レベル、すなわちカウンターパートの調査チームによる案件遂行を確実にするために、その責任者となるディレクターをチーム・メンバーから1名、両省次官から合意・指名された者を設置することにした。

次に、②については、様々な関係者からの聞き取りからも、観光省及び環境・自然資源省の間でこれまで協力関係を確立していくことは歴史的にも経験がなく、どちらかといえば競争関係にあったことが明白となった。しかし、本案件要請の背景となっている a) 大手外資系リゾート企業によるオールインクルーシブ型大型ビーチリゾートの乱開発による自然環境の悪化とそれによる観光資源の劣化、b) 近年の観光需要の伸び悩み、c) エンクレーブ型観光による地域コミュニティへの薄利益、などにかんがみると、エコツーリズム開発による観光商品の多様化による観光振興が必要とされていて、そのためには自然環境保全とコミュニティ開発が鍵となるため、観光省のみでなく、環境・自然資源省も参加した両省による協働体制が必要不可欠となる。

したがって、本案件要請を受けてからこれまで、当国 JICA 事務所、特に企画調査員青木氏の努力により、両省職員から成る調査チームが設置され、定期的にミーティングを開催しながら協力体制の土台が構築されてきた。今回の事前調査中にも、チーム・メンバーから、JICA のファシリテーションによりこれまで実現しなかった両省の協調が始まり、エコツーリズム開発推進という共通の目標に向かって実施体制が整備され始めたことは大変有意義であることが述べられた。

さらに、両省による協力を基礎とした実施体制が実際に機能することを確実にするために、両

省が協力体制を構築することを合意した文書に署名し、各省内で通達することをカウンターパートの調査チームは計画している。また、両省の協力関係を築き維持するための調整役として、大統領府国際協力局（STP）がステアリング・コミッティに入ることになり、STP の方からその役割についてミニッツ署名式典においても公に表明していた。

また、③については、既にエコツーリズムを推進するカウンターパートの調査チームが構成され始動しているので、当初懸念されていた観光省エコツーリズム課への人材配置については特に危急の課題ではなく、むしろチームの活動を通じて観光省が独自に決定していくものとするとの結論に、当国 JICA 事務所との協議で至った。

最後に、④については、大統領選挙が 2008 年 5 月、政権交代が 8 月に予定されているが、当国では選挙期間の前後には省庁の機能が低下し、大統領が交代すると省庁の末端のスタッフまで入れ替わってしまうのが習慣である。これは不可抗力であり、本件実施中に予想される負の影響としてとらえておく必要がある。当国 JICA 事務所での話し合いの結果、対策としては、開発調査を通じて個々のカウンターパート調査チームのメンバーの能力開発と同時に、メンバーに万一変更が生じたとしても本件の目的・実施体制が揺るがないようエコツーリズム開発マスタープランの策定及び実施のための枠組みを構築していくことに重点を置く必要があり、それらを案件内容と開発調査日程に反映させることにした。同時に、STP などを通じて、選挙後のメンバーの変更が生じないように打診していくことも重要である。現時点では、現大統領の再選の可能性が高いとの予測もあるので、その際には影響は少ないと考えられる。

以上を反映するよう開発調査の実施体制を下記のとおり決定し、予定どおり 2006 年 12 月 7 日にミニッツの締結に至った。

- (1) 実施体制のトップに、両省の大臣を議長とし、調整役として大統領府国際協力局長、文化省、教育省、産業・商業省〔これらの省については実施細則（S/W）締結までに参加を促していく〕から構成されるステアリング・コミッティを設置する。マスタープランを見直し・承認し、また、マスタープランを実施・促進するための決定を行う委員会となる。年に 1 回又は必要に応じてミーティングを開く。
- (2) ステアリング・コミッティの下に観光省技術局及び環境・自然資源省保護地域・生物多様性局の次官から構成されるジェネラル・ディレクションを設置する。機能としては、調査活動のモニタリングと評価、調査チームから提出される報告書内容のレビューとステアリング・コミッティへの報告、調査の運営管理に関する決定を行う。
- (3) ジェネラル・ディレクションの下に観光省及び環境・自然資源省のカウンターパート・メンバーで構成される調査チームを設置し、その中から調査ディレクターを 1 名選出する。このチームは日本からの開発調査チームと協働してマスタープランを策定する。調査ディレクターは調査チームとのコンセンサスに基づいて調査活動の運営管理全般にわたって指示・コーディネートをし、調査の進捗についてジェネラル・ディレクションへ報告する。なお、カウンターパート調査チームのメンバー構成については、S/W 締結までに両省からメンバー・リストを正式に JICA へ提出することにより確定する。

開発調査の全工程を通じて、JICA 開発調査チームはカウンターパートに対して人的資源及び組織制度的キャパシティを高めるようサポートすることになる。ミニッツ締結までのワーキング・グループ（カウンターパート調査チーム）では、観光省 4 名、環境・自然資源省 8 名となっておりバランスに欠けるため、観光省内でメンバー数の増加を検討する予定。最終メンバー構成について、S/W 締結までに両省がメンバー・リストを JICA へ提出することで合意した。また、ステアリング・コミッティの他メンバー（文化省、教育省、産業・商業省）を S/W 締結までに議長が招集し、本案件におけるコミッティ参加について了承を取り付けておくことで合意した。

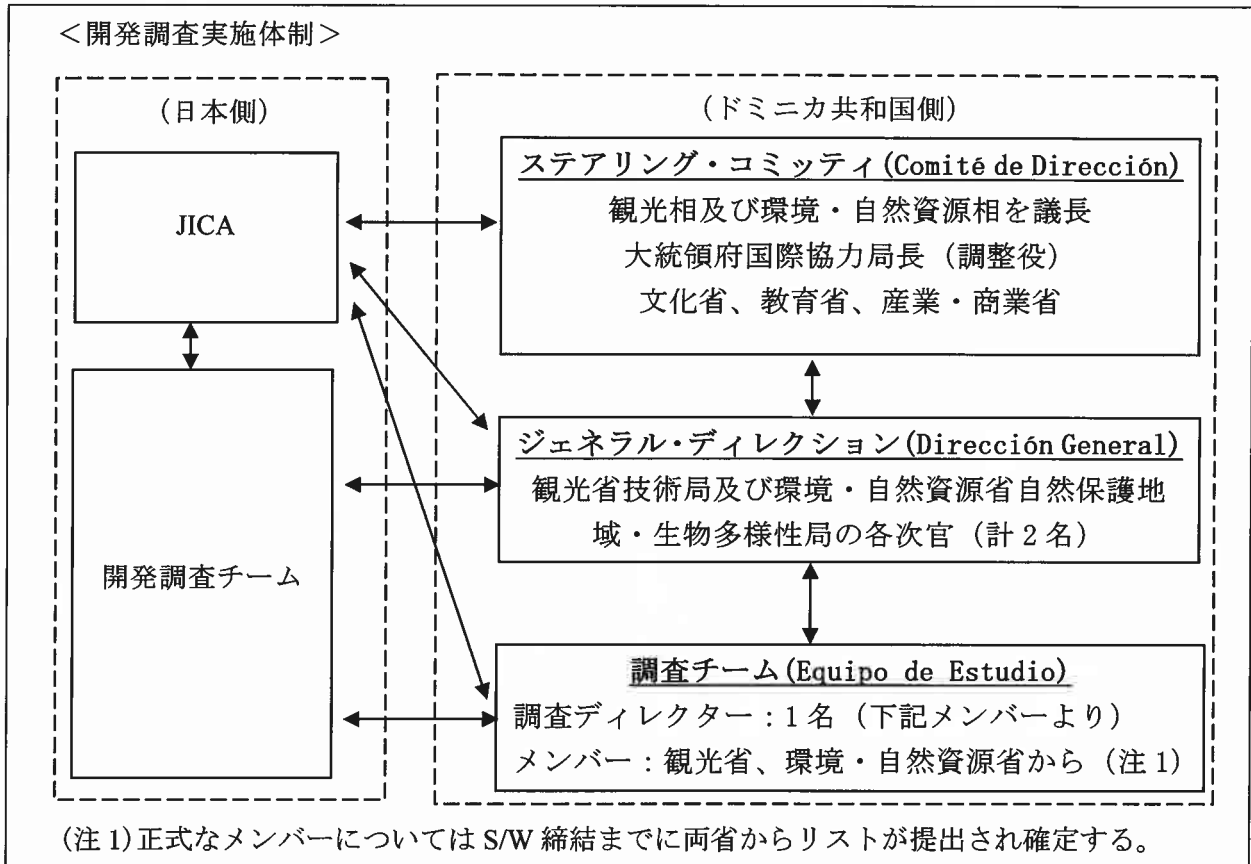


図 1-1 開発調査実施体制

1-6 開発調査の方針及び範囲、内容についての協議

上記 1-4 で述べた開発調査の計画目標を達成するために、本案件要請書と JICA 本部の対処方針に基づき、当国 JICA 事務所とカウンターパートとの協議の結果、具体的に下記の成果を達成するよう開発調査で実施することに決まった。

(1) 開発調査対象地域

対象地域はドミニカ共和国全域とし、エコツーリズムのポテンシャルがある地域やゾーンに重点を置くこととする。パイロット事業地区については第 1 フェーズの調査分析結果に基づいて選定することとする。

(2) 活動拠点

首都サント・ドミンゴで観光省又は環境・自然資源省内に活動拠点を設置することとする。

(3) 開発調査の成果及び活動（フェーズごと）

<第1フェーズ>

成果1：ドミニカ共和国におけるエコツーリズム開発のニーズについて初期分析がされる。

- a. 観光とエコツーリズムに関するデータ及び情報が収集される。
- b. エコツーリズムの現状について見直し、評価される。

成果2：エコツーリズムについて下記の4つの観点から分析がされる。

- I. エコツーリズムのポテンシャルが評価され、ポテンシャルが特定される。
 - a. 既存及び潜在的なプロジェクトと商品についてのインベントリーが作成される。
 - b. 評価及びカテゴリー分類方法が策定される。
 - c. エコツーリズム地域がゾーン分けされる（地図の作成を含む）。
 - d. 既存及び潜在的なプロジェクトと商品について評価される。
 - e. 地域ごとにポテンシャルが特定される。
- II. 法制度の枠組みが提案される。
 - a. 既存の法制度の枠組みについて見直し、評価される。
 - b. 法制度の枠組みについてのプロポーザルが作成される。
- III. コミュニティ参加型モデルがつくられる。
 - a. コミュニティ地域について調査される。
 - b. コミュニティのプロジェクトが評価される。
 - c. コミュニティ・エコツーリズムを開発するためのガイドラインが策定される。
 - d. グッド・プラクティスを支援し改善するためのシステムとツールが作成される。
 - e. コミュニティ参加型モデルが提案される。
- IV. プロモーション及びマーケティング戦略が策定される。
 - a. エコツーリズム・マーケティングの地域と既存のプロモーションについて調査、評価される。
 - b. ターゲット・グループが特定される。
 - c. 他の既存のプロモーション（NGO、民間セクター、ドナーなどによる）と連携が構築される。
 - d. エコツーリズムのコンセプトと商品をプロモーションするためのツール（パンフレット、ウェブサイト、ワークショップなど）が特定される。
 - e. 国内及び国際的レベルでエコツーリズムを広くプロモーションするためのアクション・プランが策定される。

成果3：アクション・プランのプロポーザルが策定される。

- a. 分析結果に基づいたエコツーリズム開発のためのアクション・プランのプロポーザルが策定される。

<第2フェーズ>

成果4：第1フェーズの調査結果とアクション・プラン・プロポーザルのガイドラインに

基づいたパイロット・プロジェクトが実施される。

- a. パイロット・プロジェクトを実施する地域が選定される。
- b. パイロット・プロジェクトが実施される。
- c. パイロット・プロジェクトの結果が評価される。

成果5：国家エコツーリズム開発マスタープランが策定される。

- a. パイロット・プロジェクトの結果を反映しながら、エコツーリズム開発のためのガイドライン、戦略、アクション・プランを含んだマスタープランが策定され、完成される。

<第1及び第2フェーズ共通>

成果6：調査チーム・メンバー及び組織のキャパシティ・ディベロップメントがされる。

- a. 開発調査の全工程を通じて、調査チーム・メンバー及び組織のキャパシティ・ディベロップメントが実施される。

(4) 日本側投入内容

締結されたミニッツに示されているとおり、①開発調査チームを日本側の費用負担にてドミニカ共和国へ派遣する、②開発調査を通じて、ドミニカ共和国側カウンターパートの人材のキャパシティ・ディベロップメントをサポートする、という2点が確認された。

今回の事前調査に基づき、開発調査チームの要員構成などについて「第3章 開発調査への提案」にて提案する。要員構成としては、総括・観光政策、観光振興（マーケティング及びプロモーション）、エコツーリズム・社会調査、法・組織制度、社会開発・地域開発（コミュニティ開発）の5名をスポットで派遣することで計画している（調査分野など詳細については第3章を参照）。

(5) ドミニカ共和国側投入内容

締結されたミニッツに示されているとおり、①ドミニカ共和国政府は2005年9月29日に日本国政府と交わされた技術支援に関する一般合意書に基づいて、日本が派遣する開発調査チームに対して特権、免税措置などを提供する、②観光省と環境・自然資源省は他関連組織と協力して、開発調査に関連するデータや情報、カウンターパートとなる人材、事務所と必要備品、身分証明書を日本が派遣する開発調査チームへ提供することを確認、合意した。

S/W 締結までに、特に事務所の設置場所について確認する必要がある。

1-7 現地踏査

2006年10月25日～29日、11月4日～6日、12月2日に、下記の観光地及びエコツーリズム・サイトを視察・聞き取り調査した（各地についての詳細は「付属資料1. 現地踏査まとめ」参照）。

I. 北部海岸部サマナ地域：ラス・テレンスのリゾート・ホテル及び米国国際開発庁（USAID）によるブルー・フラッグなど申請地、レモンの滝のコミュニティ参加型エコツーリズム、ロス・ハイティセス国立公園のツアー・オペレーターによるボートツアー（ツアー参加はロス・ハイティセスのみ）。

II. 北部海岸部プエルト・プラタ及び周辺地域：ナグア、ソスア、カバレテらの観光開発優先

地域、リオ・サン・フアンのラグナ・グリグリのリゾート・ツアー・オペレーター、プエルト・プラタ観光再開発地区と再生中のロングビーチ。

Ⅲ. 北部内陸部ハラバコア地域：ダマハグアの滝のエコツーリズム・プロジェクト、ヒメノアの滝、ヒメノアの滝 No.1 のコミュニティ参加型エコツーリズム、パイグアテのランチョ。

Ⅳ. 南西海岸部及びハイチ国境地域：ハラグア国立公園（オビエド・ラグーン、アギラス湾）、バラオナ、パライソ及びロス・パトスのコミュニティ開発事業、カチョテのコミュニティ参加型エコツーリズム、ペデルナレスのハイチ国境、リンコン・ラグーン、エンリキージョ湖国立公園。

Ⅴ. 東部海岸地域：バジャイベ国立公園サオナ島。

上記現地踏査より、所見・所感を以下にまとめる。

(1) 観光資源

エコツーリズムの観光資源となる観光地は既存・潜在いずれも豊富な国であるといえる。現在のマス・ツーリズムのイメージとして販促されているビーチのみでなく、山、高原、川、滝、低地、砂漠などの自然・地形・気候とそれらの変化に富み、カリブ地域でも有数の動植物の生物多様性を有している。さらに、豊かとはいえないまでも特異なタイノ族などの文化、エンリキージョなど英雄を含む植民地化の歴史と首都に見られる国連教育科学文化機関（UNESCO）世界遺産指定のコロニアル地区、そしてハイチとの歴史と現在の政治・経済的な関係など、特有な文化や歴史を有している。さらに、世界で唯一のラリマール石の鉱山を有し、樹林からはこはくが採れ、それらを使ったアクセサリーは当国の代表産物として土産品としても有名である。農産物では有機栽培のコーヒーやカカオ、ラム酒が土産品として人気がある。したがって、これらの観光資源を活用しながら、エコツーリズム観光地としてまだつくられていないイメージを確立することにより、新たな観光振興が展開できる可能性が十分にあると考えられる。

(2) 観光地へのアクセス

今回の現地踏査の行程では、内陸部のハラバコア地域の一部（ヒメノアの滝 No.1 へのアクセス）や南西部のカチョテ村への道とハラグア国立公園内を除いては、幹線となるアクセス道路が舗装され、幅も広くコンディションも良いところが多かった。特に都市を結ぶ幹線道路は当国の経済発展の要としてよく整備されている。

また、国内線空港も観光拠点には設置されているうえ、従来のマス・ツーリズムで販促している大拠点には既に国際空港もあり、2006年11月には今後開発が期待されているサマナでも開港された。さらに、サント・ドミンゴとサマナを結ぶ幹線道路も建設される予定で、北東部の観光開発も進むことが考えられる。

したがって、マス・ツーリズムの拠点からエコツーリズムを体験する拠点へのアクセスは全国各地から可能であり、本案件によりエコツーリズム・ルートを地域ごとに策定することにより、観光客をエコツーリズム・サイトへ誘致することはそれほど難しくないと考えられる。実際にツアー・オペレーターによる「サファリ・ツアー」に代表されるように、オールインクルーシブのホテルからトラックの荷台に乗って行くエコ・ツアーやコミュニティ・ツアーが催行されていて、未舗装の道に行くこともひとつの特徴とされている。

したがって、今後、内陸部や辺境へのアクセス道路をある程度整備すること（舗装とは限らない）はエコツーリズム振興に役立つのみでなく、地元経済、地元住民の生活の向上にも寄与するのではないかと考えられる。逆に、それら地域のエコツーリズムを促進することが、道路整備の誘因となるとも考えられる。

(3) エコツーリズムの枠組み

エコ・ツアーを実施しているところは既に多く存在しているが点在している状況で、ホテルやツアー・オペレーター、当国特有のランチョ、国立公園など各々が独自のスタンダードで実施していて、まとまりに欠くという印象があった。これは本案件カウンターパートや関係者からも指摘されている点であり、インベントリーの作成やエコツーリズムのスタンダードや法制度の策定の必要性、また、他のドナーや Consejo Nacional de Competitividad (CNC) が実施している地域ごとのエコツーリズム商品開発や戦略策定のみでなく、全国を網羅したマスタープランを策定する必要性が裏づけられる。

(4) コミュニティ参加とエコツーリズム商品開発

今回、6つのコミュニティによる、又はコミュニティ参加を促進しようとしているイニシアティブについてインタビューする機会があった（レモンの滝、ダマハグアの滝、ヒメノアの滝 No.1、ハラグア・グループ、カチョテ、パライソ及びロス・パトス）。ドナーやNGOからコミュニティ内のファシリテーション、資金支援、マネージメント・環境教育などの支援を受けることにより、レベルはそれぞれ異なるものの、ある程度の組織化・運営がされていた。かかわっている住民にとってエコツーリズムは主又は副収入源となり経済的効果があることが分かったが、観光の季節性や外部要因の影響を受けやすいことにかんがみると、観光産業に家計を特化してしまうことはできない状況だった。また、コミュニティの環境保全を推進できることに意義があるとの理解があった。

一方で、施設改善のための資金調達、マーケティングとプロモーション、直接にかかわっていないコミュニティ・メンバーへの裨益拡大、農産物土産品や手工芸品などの商品開発と品質向上、ローカル・ガイドの養成、観光客増加時のコミュニティ内で予想されるコンフリクト、などサステナブルな観光振興をするには多くの課題があると思われた。

したがって、本件開発調査によりコミュニティによるエコツーリズム商品の開発促進につながるようマスタープランを策定していく必要があると思われた。しかし、どこまで、いかにコミュニティを直接に、又は間接的に裨益できるものになるか、本件開発調査のフェーズIの調査・分析において検討され、コミュニティ参加型エコツーリズムのモデル策定に反映されることが期待される。

(5) エコツーリズム商品のマーケティング及びプロモーション

当国のエコツーリズムはマーケティング及びプロモーションが今後の最大の課題のひとつであると思われる。上述のように、様々なエコツーリズム商品が点在し、まとまりがないために、観光客へ分かりやすい販促ができていないのが現状である。①現地まで行ってみなければ情報が得られない、②各ツアー・オペレーターなどが独自で自分のところのみプロモーションをしていて観光客には地域の観光の全体像がつかめない、③コミュニティ参加型エコ

ツーリズムに関しては資金及び技術不足のためにマーケティングやプロモーションができていない、などの問題が見られた。したがって、本件開発調査のコンポーネントのひとつとして、マーケティング及びプロモーションは欠かせない要素と考える。

1-8 その他確認事項及び情報・資料の収集（対処方針に沿って）

(1) 先方政府の意向及び先方政府内の調査実施体制の確認

1) 調査カウンターパート機関の体制

観光省の技術局（Sub-Secretaría Técnica）及び環境・自然資源省の自然保護地域・生物多様性局（Sub-Secretaría de Areas Protegidas y Biodiversidad）が開発調査のカウンターパート機関となる（図1-2～1-4の各省の組織図を参照）。各省に既にエコツーリズム課が設置されているが、観光省については現在人員が配置されていない。

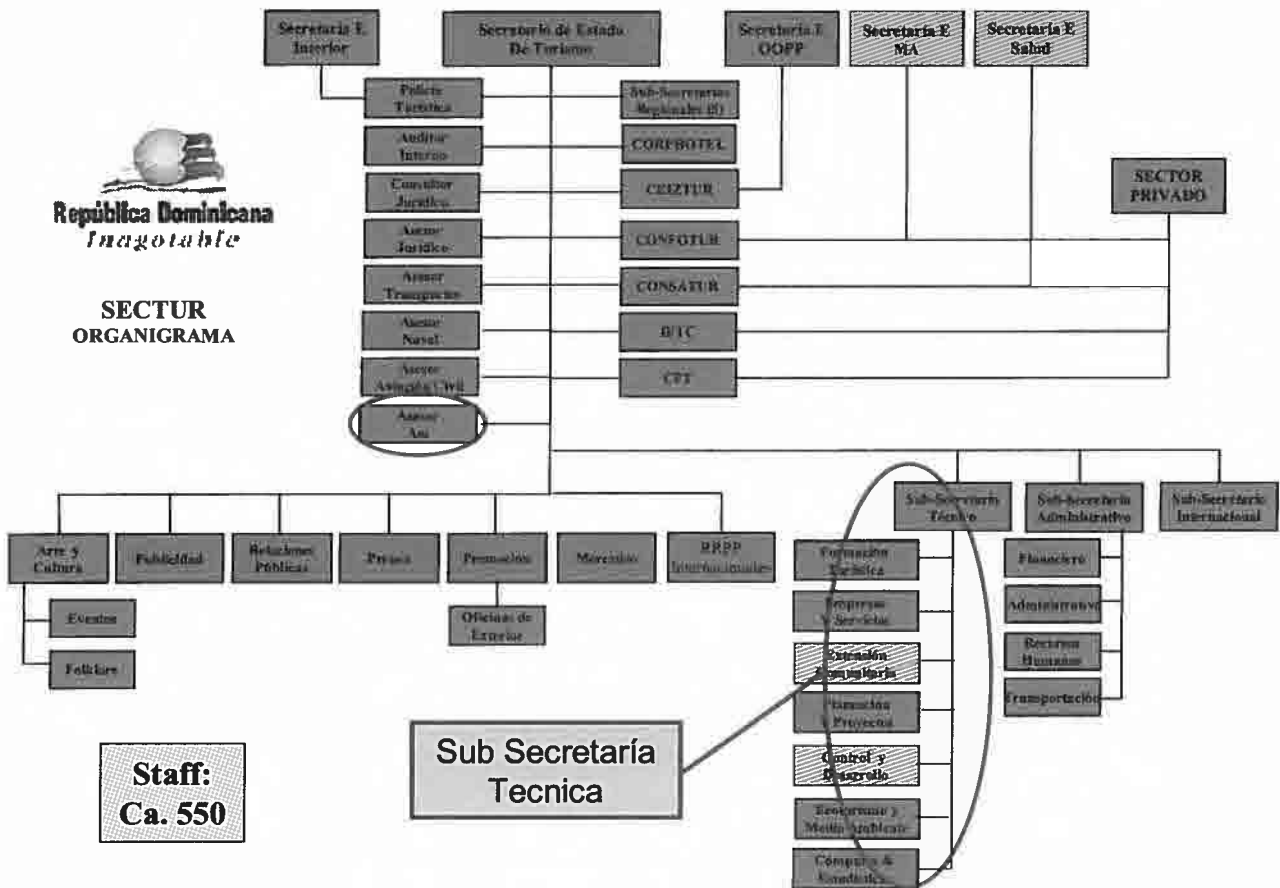


図1-2 観光省組織図

(図1-3に英語訳)

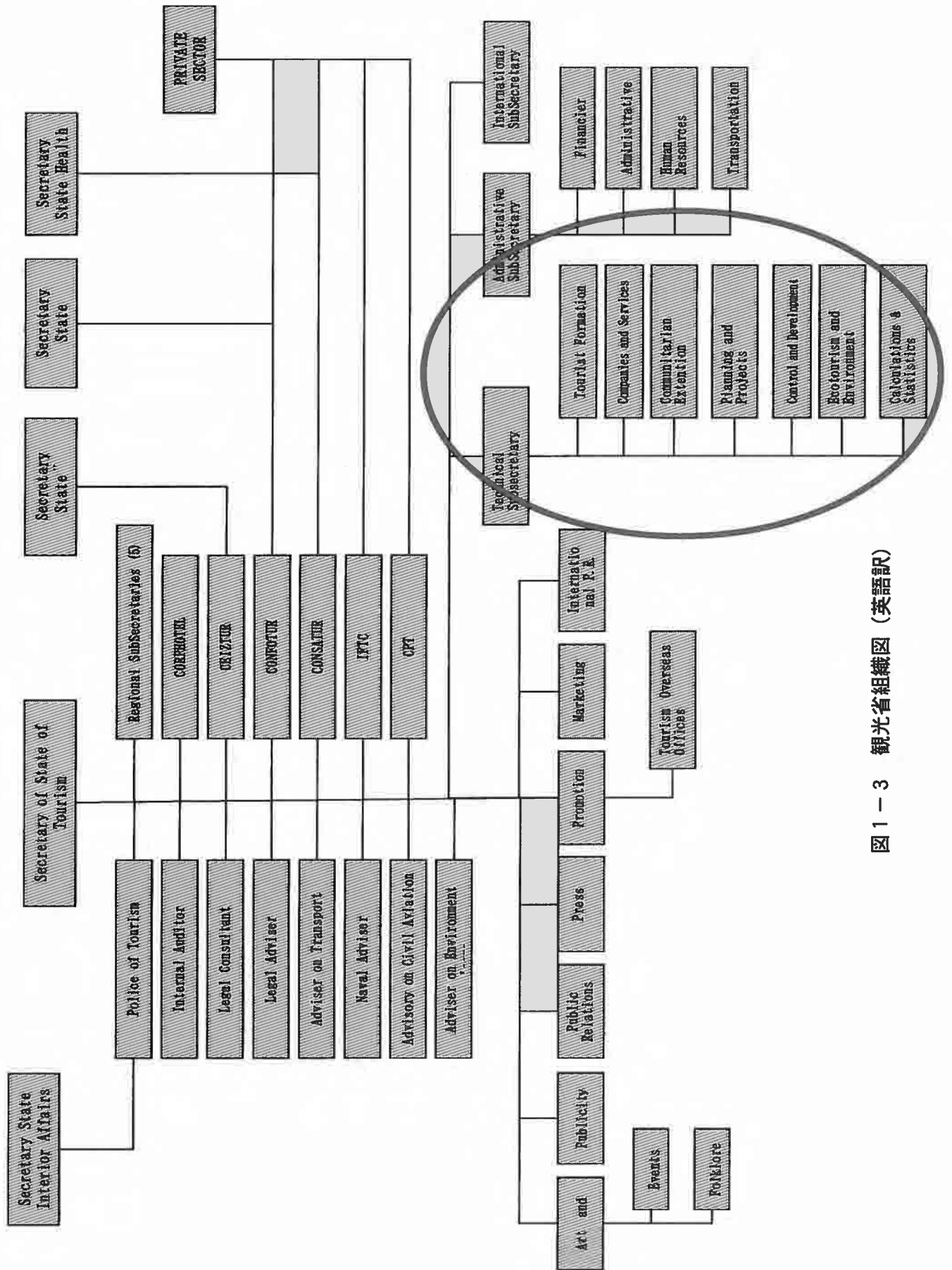


图 1 - 3 觀光省組織圖 (英語訊)

SECRETARIAT OF STATE OF ENVIRONMENT AND NATURAL RESOURCES

Structural and Functional Organization Chart

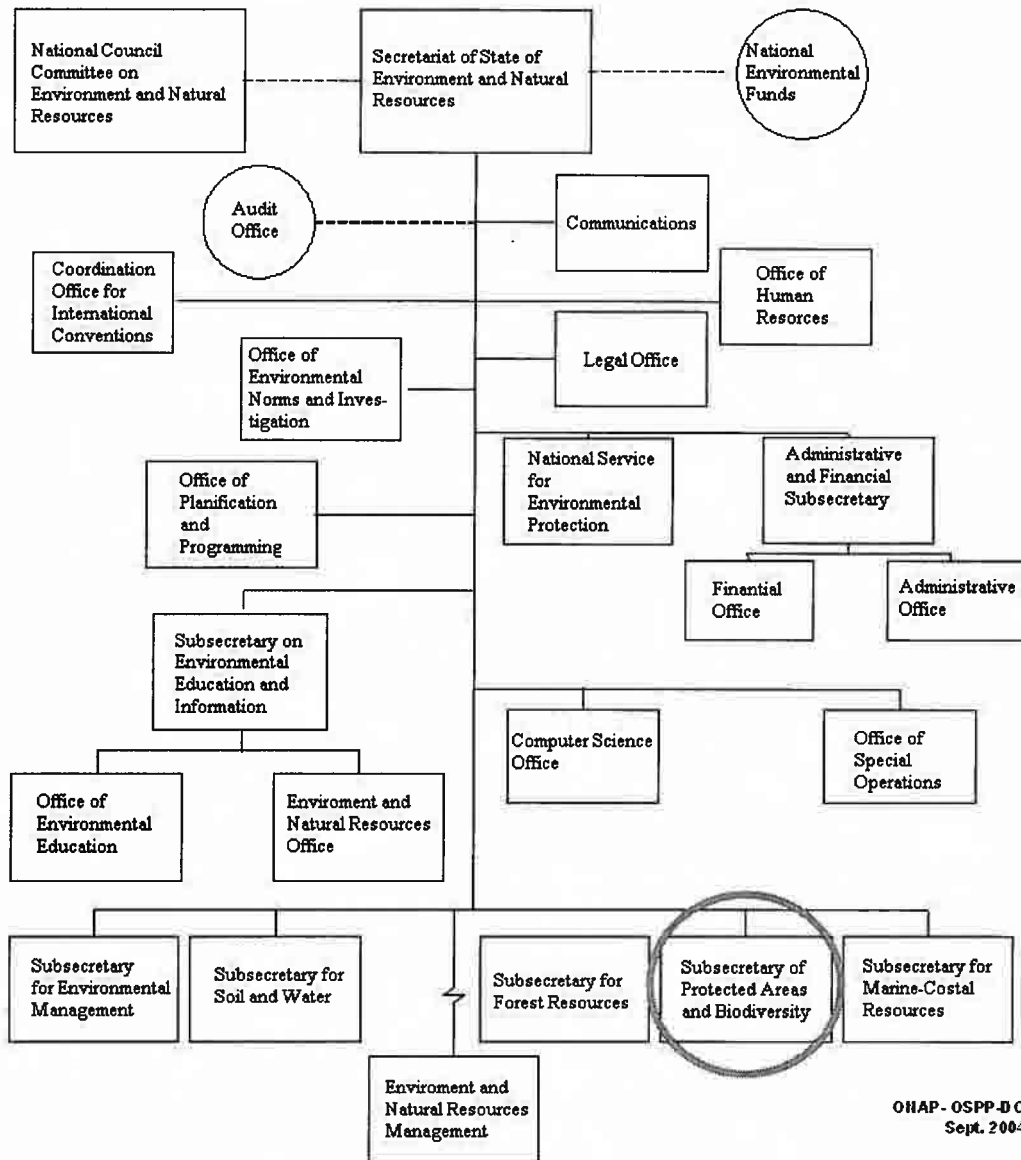


図 1-4 環境・自然資源省組織図：丸枠がカウンターパート

2) 関係省庁及び関係機関相互の役割

上記 1) の実施体制に基づいて、両省が国家エコツーリズム開発計画の策定に向けて、①エコツーリズムの現状、②法律、政策、計画、ガイドライン、戦略及び組織制度についての枠組み、③コミュニティ参加型エコツーリズム商品、④マーケティング及びプロモーション、の全コンポーネントにおいて協働する。

JICA 開発調査チームがその全プロセスにおいて提言及びキャパシティ・ビルディングをカウンターパートに対して行っていくことにより国家エコツーリズム開発計画の枠組みを構築し、それに基づいたアクション・プラン、パイロット・プロジェクトを実施し、マスタープランを完成する。

3) 本格調査団に対する便宜供与事項

前述「1-6 開発調査の方針及び範囲、内容についての協議」を参照。

4) 技術移転の内容と対象

前述「1-5 カウンターパート機関及び実施体制の確認」にある実施体制の3つのレベル、特にカウンターパート調査チームに対して①エコツーリズムの現状、②法律、政策、計画、ガイドライン、戦略及び組織制度についての枠組み、③コミュニティ参加型エコツーリズム商品、④マーケティング及びプロモーション、の全コンポーネントにおいてキャパシティ・ディベロップメントを実施する。それにより、開発調査の成果を高めるのみならず、調査終了後のマスタープランの施行と当国におけるエコツーリズム開発のサステナビリティを向上することをめざす。したがって、開発調査の全工程を通じて、カウンターパートに対してOJT（オンザジョブ・トレーニング）、ワークショップ、パイロット・プロジェクトなど具体的な能力・組織制度強化プログラムを実施して、人的資源及び組織制度的キャパシティを高めるようサポートする。

(2) 要請背景の確認（当国 JICA 事務所企画調査員青木氏による情報・資料収集及びまとめ）

1) ドミニカ共和国における観光開発に係る計画

a) ドミニカ共和国政府は1968年の大統領令2536号において観光を国の優先開発分野に指定し、外貨獲得と雇用創出の目標を掲げた¹。これに従い、1970年代より政府は観光開発優先地域を順次指定し、外国資本に対して税制面等で優遇措置を施すとともに、観光関連インフラの整備を進めてきた。これにより観光開発優先地域での外資主導によるホテル建設等にて客室数の増加を図るとともに、北米・ヨーロッパでのプロモーション強化を通して、観光客誘致を実施してきた。

b) 現政権であるフェルナンド大統領の観光分野に係る方針として、以下のことが強調されている^{2, 3}。

- ① これまでの観光産業の経済への貢献を評価：外貨収入源とローカル産業の多様化と消費の促進の面で経済発展に貢献し、直接、間接に雇用の創出をしてきたこと
- ② これからの観光開発の成功は持続的な観光開発をしていくことが重要。そのためには、
 - ・ 多角的な思考での持続的な観光開発を計画、策定、実施する必要
 - ・ 地域間での共通戦略、地域戦略の計画策定の必要性
- ③ これまでの経済的貢献を維持し、観光地としての質、生産性、競争力を高めるために、
 - ・ 旅行商品・サービス・労働力の質を高める
 - ・ 金融、社会、環境の持続性
 - ・ 旅行商品の多様化とコミュニティ参加

¹ 「海外観光情報収集調査 ドミニカ共和国班報告書」国際観光開発研究センター、1994年3月

² 「中米・ドミニカ共和国の観光開発のポテンシャル」2005年8月、第2回日本・中米首脳会談で来日の際の大統領演説より

³ Programa de Gobierno 2004-2008, PLD

2) 現在のドミニカ共和国観光産業及び観光セクター開発に係る問題点

2005年に発表された国連開発計画（UNDP）のドミニカ版“人間開発レポート”においては、観光産業に関して1章を使って取り上げ、これまでの観光開発のあり方に疑問を投げかけている。今後の観光開発は社会とともに発展するような持続的なスタイルでなければ、産業自体が衰退するであろうとも述べている。そこで述べられている現在の観光産業の特徴としては、以下のものがあげられている。

a) マーケットの問題：

- ・ ツアー・オペレーター間の価格競争が激しい
- ・ 目的地が国ではなくリゾート・ホテルであり、商品ごとに違いがそれほどない
- ・ 安い観光地としてのイメージ
- ・ 航空機の定期便が少ない

b) ツアー・オペレーターのカ（コントロール）が大きい

c) 航空便に関する政策がない

- ・ （→観光客のニーズに合った、様々な観光客を受け入れられる戦略づくり）
- ・ 31%の航空便、39%の到着者がチャーター便

d) 観光客の1人当たりの支出が減少傾向（1部屋当たりの支出も同様）

e) 観光シーズンとその影響（雇用と収入）

- ・ 観光産業に頼る人々が多いなか、観光シーズンによる雇用数減、収入減はそこで働く人とその家族に大きな影響を与える。

f) ホテル開発の地域的偏り

- ・ 東部と北部に集中（全体の62%）

g) 大きなホテルでの客室占有率が高い

h) 小規模ホテルの占有率が極端に低い（100室以下のホテルでは24%：2003年）

i) 国内総生産への貢献

- ・ 2003年には全体の8%

j) 雇用創出への貢献（ただし減少傾向）

- ・ 2003年には全体の4.97%（直接・間接雇用）、1999年には7.53%

k) 観光産業における女性の参加

- ・ 他の産業よりも女性の参加が多い（これは中央銀行の数字によるもの→他の文献では女性の参加が少ないとの数字もあり、あいまい）

l) 国家財政への貢献がその観光の規模にもかかわらず（他の影響も考えると）限られている

- ・ 税金としては、ツーリストカード（10米ドル）、出国税（20米ドル）、消費税（ITBIS、16%）、所得税（利益に対して25%）
- ・ →ほとんどの税収が観光客からである（ホテルや企業ではない）
- ・ 誘致するために免税措置をとりすぎる

m) 観光関連組織が弱い

- ・ 各組織、及びその連携

n) 未成年の少年少女・幼児に対する性的搾取

- ・ 北米・ヨーロッパでのイメージ

- o) コミュニティの排除
- p) 衛生・健康（性感染症、AIDS）
- q) 文化（十分に活用されていない）
 - ・ コミュニティのもつ文化を表す機会がない
- r) 環境への影響
 - ・ ホテル建設の影響（法律：「海岸線から 60m は公共使用」も守られない）
 - ・ ゴルフコース（水、農薬）
 - ・ 水の利用と汚水
 - ・ ホテル活動モニタリングの不足・不十分
- s) 自然災害
 - ・ 産業への影響（観光客が減る、施設へのダメージなど）

3) ドミニカ共和国の観光省と環境・自然資源省及び関連観光機関の組織体制及び機能（各省組織図は前記(1)参照）

a) 観光省（SECTUR）⁴

- ・ 観光政策の指導・実行、観光サービスの監視、旅行代理店に関する規制、政府の観光宣伝事業の推進、観光部門の組織化を促進する⁵。
- ・ 2004 年年間予算：7 億 2,429 万ペソ（全予算の 0.62%、前年比 9.76%増加）⁶
- ・ 観光省の予算は観光省の運営費及び国内外での観光振興活動費にあてられる。
- ・ 予算の配分でも分かるように最重要の活動としては、ドミニカ共和国を観光地として海外に売り込むことである。
- ・ 観光省事務所：国内 24 カ所、海外 21 カ所
- ・ 役割：観光部門の管轄。計画を策定、観光に関する政策を策定し評価し、インフラの開発と建設を指揮し、公的及び私的投資を促進し、ツアー・オペレーターを監視し、開発対象地域を決定する⁷。

b) 環境・自然資源省（SEMARN）⁸

- ・ 2000 年に法律 64-00 により設立される。
- ・ 2004 年年間予算：15 億 8,179 万ペソ（全予算の 1.36%）
- ・ 観光開発を含む各種のプロジェクトの環境インパクト調査（EIA）を実施
- ・ 役割：国内の国立公園、自然保護区の管理

4) 関連分野に対する国際機関、他国援助機関等の援助動向

観光分野における他ドナーの支援においては、大まかに 2 つのアプローチがとられている。1 つは環境保護と自然資源の有効利用の立場から国立公園や自然保護区内若しくはそ

⁴ 観光省のホームページ：http://www.dominicana.com.do

⁵ 観光関連プロジェクトの承認・登録・規制

⁶ Banco Nacional 2006

⁷ 「国際観光開発促進協力調査 報告書 ドミニカ共和国」運輸省、1997 年 3 月

⁸ 環境省のホームページ：http://www.ceiba.gov.do

の周辺地域でのエコツーリズム開発プロジェクトで、規模としてはコミュニティレベルの小さなものである。もう1つは観光産業の競争力向上の立場からのクラスター構築と育成支援で、地域ごと及び国レベルで実施されている。

エコツーリズム・プロジェクトへ支援しているドナーとしては USAID、ドイツ技術協力公社 (GTZ)、Helvetas、スペイン国際協力庁 (AECI)、UNDP の PPS (Programa de Pequeños Subsidios) などがあげられ、クラスター支援に対しては USAID と米州開発銀行 (IDB) が実施している。

5) 調査の必要性和期待される効果

a) 調査の必要性

上記の観光にかかわる問題点のうち、特に以下の点より調査の必要性が認められる。

- ・ “太陽とビーチ”のみを資源としたこれまでの観光開発により、観光商品が単純なものとなっている。
- ・ 観光開発が環境保全より優先される政策がとられがちである。
- ・ オールインクルーシブ型の大型ビーチ・リゾート開発が中心となり観光産業が発展してきたため、地域社会への裨益が少ない。
- ・ 上記の問題に対処する政府の組織力が低い。

b) 期待される効果

国家エコツーリズム・マスタープラン作成とそのプロセスにより、

- ・ 観光資源・商品の多様化が実現する。
- ・ 環境に配慮し、地域社会へ裨益する観光スタイルが実現する。
- ・ 上記を継続させることができる組織が強化される。

(3) 関連基礎情報・資料の収集 (当国 JICA 事務所企画調査員青木氏による情報・資料収集)

1) 社会・経済状況 (観光セクター開発計画、環境保全計画、観光産業振興・投資促進計画等)

a) 観光セクター開発計画

- ・ 観光に関する国家レベルでの開発計画、戦略プラン等はこれまで観光省の政策のなかでいくつも作成されてきた⁹。
- ・ 例えば、2000年のスペイン支援のコンサルタント (SOPDE) による観光戦略プラン “Plan Estratégico de Desarrollo Turístico de la República Dominicana” は、観光省とホテル・レストラン組合 (ASONAHORES) が共同で作成させたものである。これを現在観光省では内容の見直しを行っている最中である¹⁰。
- ・ 各地域においては近年、地域ごとの戦略プラン、マスタープランなるものが多く作成される傾向にある。これは各地域におけるクラスター (CNC と USAID が進める地域関係者の集团的活動) が中心となり、コンサルタント等を利用して積極的にプ

⁹ Sr. Bolivar Troncoso Morales からの聴き取りより (2006年9月青木企画調査員)。同国のエコツーリズム研究の第一人者で、JICAの観光分野のコンサルタント。

¹⁰ 観光省のエコノミスト Sr. Gustavo Ricart からの聴き取りによる (2006年6月)。

ランとなるドキュメントを作成しているからである。

- 例えば 2004 年 10 月の“Estrategia de Desarrollo Turístico de Barahona”があり、これは USAID のコンサルタント (Chemonics) が 5 名の現地専門家を利用して作成したものである。同様なものが現在、プエルト・プラタ、サマナ、Bayahibe で作成中である¹¹。

b) 環境保全計画

- 同国の環境保護は、法律、大統領令等で規定されているが、それらはいくつもの官庁の管轄下であり、単一の基準に基づくものではない。また内容も時代遅れで、強制力に欠ける¹²。
- すべての観光開発のプロジェクトに関して、法律 64-00 号において環境インパクト調査を義務づけており、環境省が実施をしている。
- 観光開発だけにはいることではないが、同国における環境に対する取り組み自体が十分でないため (国レベルと地方レベル)、ホテル産業の発展が引き起こす環境へのネガティブインパクトを最小限に抑える努力も十分ではない。
- 引き起こされている環境へのネガティブインパクトとしては、下水の垂れ流しによる水質汚染、固形廃棄物とその処理、無計画なくみ上げによる地下水の水位下降 (特に東部地域)¹³などがあげられる。
- ホテル単位では、近年 Green Globe 21 を取得する動きがでてきており、現在 7 ホテルが登録している (そのうち 4 ホテルが Certificated、3 ホテルが Benchmarked)¹⁴。
- ビーチの保護と環境教育を目的とする Blue Flag においては、現在 Bayahibe の Dominicus が認定を受けており、再度申請を行っている。また、プエルト・プラタの Costa Dorada とサマナの Cosón が新規申請を行っている¹⁵。

c) 観光産業振興計画

- 観光政策のひとつとして政府は観光開発優先地域 (Polo Turístico) を指定し、優先的に観光開発を進めてきた。
- 1971 年の法律第 153-71 号に始まり、大統領令等によりその地域を拡大させてきた。これまで開発が進められてきたのは主に 10 の観光優先地域である (表 1-1 を参照)。
- これらの地域では外資に対する優遇措置をはじめ、国からの資金の貸付、通貨政策、税制上での優遇措置、優先的なインフラ整備などが行われてきた。
- しかしそれら地域における包括的な開発戦略を基にした進め方ではなく、外資主導型の受動的な開発であるため、優先地の中でも開発の速度が地域的に異なっている。

¹¹ Chemonics の Sra. Leah García からの聞き取りによる (2006 年 6 月)。

¹² 「国際観光開発促進協力調査 ドミニカ共和国」国際観光開発研究センター、1997 年 3 月

¹³ 住民への聞き取りによると、ホテルや観光関連産業による膨大な水の需要により、急激に地下水の水位が下がり、住民の水利用が制限されてしまっている。

¹⁴ <http://www.greenglobe.org>

¹⁵ USAID の CPP Bulletin August 2006 による。

- ・ 開発の速度が速い地域ではインフラの整備が間に合わず、環境汚染を引き起こしてしまうといった問題がある一方、外資がほとんど集まらない地域では、ほとんど観光開発が進まない状況であった。
- ・ このため政府は 2001 年に法律 158-01 号、2002 年に法律 184-02 号、2004 年に法律第 318-04 号において、より一層の優遇措置と観光開発優先地域の拡大策を盛り込む政策をとった。
- ・ 上記の法律により以下の地域がその対象地域として指定されている。
 - 観光開発優先地域の Jarabacoa と Constanza
 - 観光開発優先地域（と拡大された地区）の Barahona、Baoruco、Independencia、Valverde
 - 観光開発優先地域（と拡大された地区）の Montecristi、Dajabón、Santiago Rodríguez、Valverde
 - 観光開発優先地域（と拡大された地区）の San Cristóbal 省、Palenque 郡、Peravia 省、Azua de Compostela 省
 - Maria Trinidad Sánchez 省とそのすべての郡
 - 観光開発優先地域の Samaná
 - Hato Mayor 省とその郡；El Seibo 省とその郡；San Pedro de Macorís とその郡；Espaillat 省とその郡；Gaspar Hernández、Higuerito、Jose Contreras、Villa Trina、Jamao al Norte；Sánchez Ramírez 省と Monseñor Nouel 省、Monte Plata 省、La Vega 省の Jarabacoa、Constanza、Guaiguí；Puerto Plata 省の Luperon 郡と El Castillo La Isabel Historica、Santo Domingo の Zona Colonial（この部分は 184-02 にて追加）
 - Santiago 省とその郡
 - La Altagracia 省の Las Lagunas de Nisibón と El Macao、Uvero Alto、Juanillo 地区

表 1 - 1 観光開発優先地域（Polo Turístico）¹⁶

Polo		大統領令
I、IX	Santo Domingo – La Romana – Parque del Este	(法律 153-71 号)、133
II	Puerto Plata	2125-72
III	Punta Cana – Macao	479-86
IV	Provincias Barahona, Bahoruco, Independencia y Pedernales	3327-85、332-91
V	Provincias Montecristi, Dajabón, Santiago Rodríguez y Valverde	16-93
VI	Samaná – Terrenas	91-94
VII	Jarabacoa – Constanza	1889-80
VIII	Provincia Peravia – San Cristóbal – Azua	197-99
X	Nagua y Cabrera	199-99

¹⁶ Directorio de Alojamientos Turísticos de la Republica Dominicana, Agosto 2002

d) 投資促進計画

<外貨投資に関する法律>

観光産業への投資は基本的には民間に依存、外資が産業成長に大きな役割を果たしている。国が投資に対するインセンティブとして各種の優遇措置を含む法律を整備することで外資誘致を行ってきた。

- ・ “観光開発推進法”（法律第 153-71 号）：
 - 観光分野の民間セクターが観光開発優先地域において政府との合意プロジェクトを行うことを推進
 - 観光分野での税金に関して優遇措置
- ・ “外国人投資法”（法律第 861-78）：
 - 主として観光における投資の振興を目的として成立
 - 本国への収益送金に対して無制限、煩雑な手続きなし。
 - 1980 年代になって観光部門への外国人投資が比重を増した。
- ・ “納税法”（法律第 11-92 号）：“観光開発推進法”（法律第 153-71 号）の廃止
- ・ “外国投資法”（法律第 16-95 号）：法律第 861-78 号に置き換わるもの。
 - 外国人投資と技術移転は国家の経済成長と社会開発に寄与する。
 - 外国人投資家とドミニカ人投資家は等しい権利と義務を有する。
 - それまで外国人投資では禁止・制限されていた分野へ投資を可能にした。
 - 中央銀行の許可なしに自由に交換できる通貨で外国に送金する権利を有する（送金後 60 日以内に中央銀行に届け出）。
 - IDB (Inter-American Development Bank)、IIC (Inter-American Investment Corporation) とドミニカ中央銀行の資金援助を受けて官民のメンバーにより研究が行われた。

2) 観光省、環境・自然省の組織、職員配置状況、事業実施状況、予算

前記(1)を参照のこと。

3) 観光関連法令、環境保全関連法令

観光関連の政策として定められた法律、規定、大統領令は以下のとおり。

- ・ 法律第 351-64 号：ゲームサロン・カジノの設置許可に関する法律
- ・ 法律第 199-67 号：観光目的で入国する旅行者へのビザの代わりにビザカードの発給の承認（二国間査証免除協定）
- ・ 法律第 542 号：CORPHOTEL の設立（La Corporación de Fomento de la Industria Hotelera y Desarrollo del Turismo）
- ・ 法律第 153-71 号：観光開発推進法
- ・ 法律第 861-78 号：外国人投資法
- ・ 法律第 84-79 号：観光政策を指導・実施する観光省を設置する組織法
- ・ 法律第 105-87 号：全国レベルで公的機関や観光関係の建物に、麻薬の所持・使用を禁止する表示ラベルを掲示することを定めた。
- ・ 法律第 11-92 号：納税法：“観光開発推進法”（法律第 153-71 号）の廃止
- ・ 法律第 16-92 号：労働法：企業は全従業員の最低 80%にドミニカ人を雇用する義務

がある（第 135 条）。また、これらドミニカ人従業員の給与額の合計も全従業員の給料の最低 80%を占めなければならない（ただし、技術的な業務・管理職に携わるものは除く）。

- ・ 法律第 16-95 号：外国投資法：法律第 861-78 号に置き換わるもの。
- ・ 法律第 64-00 号：環境法：観光開発プロジェクトはその審査にあたり、対象地域の環境インパクト調査結果を提出することが義務づけられている。
- ・ 法律第 158-01 号：未開発あるいは全く開発されていない観光開発ポテンシャルエリアを支援するためにつくられた法律。優遇措置
- ・ 法律第 184-02 号：158 号の修正版
- ・ 法律第 202-04 号：資源保護法：資源保護のカテゴリー分け
- ・ 法律第 318-04 号：158 号の修正版
- ・ 大統領令第 575-96 号：ASONAHORES 設置（大統領令 212-96 号、279-96 号）
- ・ 大統領令第 420-00 号：ホテルの分類システムの規定
- ・ 大統領令第 1301-00 号：観光警察（Policia de Turismo：POLITUR）設立
- ・ 大統領令第 901-01 号：La Escuela Nacional de Turismo の設立
- ・ 規定第 2115-84 号：ホテルの分類と規定
- ・ 規定第 2116-84 号：レストランの分類と規定
- ・ 規定第 2117-84 号：レンタカー業に関する規定
- ・ 規定第 2118-84 号：乗客の移動に関する規定
- ・ 規定第 2119-84 号：陸上観光サービスに関する規定（サント・ドミンゴ）
- ・ 規定第 2120-84 号：陸上観光サービスに関する規定（プエルト・プラタ）
- ・ 規定第 2121-84 号：サント・ドミンゴの観光ガイド料金に関する規定
- ・ 規定第 2122-84 号：旅行会社に関する規定
- ・ 規定第 2123-84 号：土産店に関する規定

4) 現地観光関連産業のデータ整備状況

観光統計として利用できると思われるものとしては、中央銀行（Banco Central）の観光分野を含む経済統計とホテル・レストラン組合（ASONAHORES）が集計するホテル関連の統計である。なお、観光省が出している統計も中央銀行とホテル・レストラン組合の統計を利用している¹⁷。また、環境省においては国立公園や自然保護区等の管轄領域への訪問者の統計がある。

a) 中央銀行

中央銀行における観光分野関連の経済統計資料としては、以下のものが利用できる¹⁸。

- ・ セクター別国民総生産（ホテル・バーレストラン分野）
- ・ 経常収支
- ・ 直接・間接雇用数

¹⁷ 観光省の担当者及び ASONAHORES の担当者へのインタビューより（青木企画調査員）

¹⁸ これらの統計資料は中央銀行のホームページで利用可能：<http://www.bancentral.gov.do>

- ・ ホテルの部屋数
- ・ 観光客の支出
- ・ 観光収入
- ・ 空港への観光客到着数（国籍別、居住国別、旅行形態別、空港別）¹⁹
- ・ 空港からの観光客出発数（国籍別）
- ・ 港への到着数

b) ホテル・レストラン組合の統計

ホテル・レストラン組合の統計は、加盟ホテルへの定期的に行われるアンケートを基に集計される。また、毎月メンバーに対して情報を発信している²⁰。

- ・ 地域ごとのホテル客室占有率
- ・ 地域ごとのホテル数

5) 他援助機関の活動状況

前記(2)を参照のこと。

6) ローカル及び外国コンサルタントに関する現状把握

- ・ ローカル・コンサルタントとしては、これまで JICA 事務所がセクター・ペーパー作成時に依頼した大学教授で、同国のエコツーリズム分野の第一人者とされる Sr. Bolivar Toroncoso。（しかし、現観光大臣が南西部国立公園へフランスからの投資を 2006 年初頭に約束したときに批判したために、大臣とは関係が芳しくないなど、政治的な人間関係やカウンターパート調査チームとの連携についても考慮する必要がある。）
- ・ 外国人コンサルタントとしては、同国での廃棄物開発調査時に、法律関係をまとめたコスタリカ人。

¹⁹ 空港への到着数は入国カード及びツーリストカードの集計による。

²⁰ ホテル組合のメンバー向けに日刊で発信される *Flash* 及び集計した統計資料として *Estadísticas Seleccionadas del Sector Turismo* がある。

第2章 事業事前評価表（案）（開発調査プロジェクト）

2-1 評価5項目による評価結果

(1) 妥当性

ドミニカ共和国政府は1968年に公布した大統領令2563号において観光産業を国の優先開発分野に指定し、外貨獲得と雇用創出の手立てとして重視するようになった。これに基づき1970年代より観光開発優先地域を順次指定し、外国資本への税制優遇措置、観光インフラの整備などを推進してきた結果、1980年には38万人だった観光客到着数は2005年には369万人に達し、カリブ地域において最大の規模にまで成長した。この成長を支えた観光資源は3つのSと呼ばれる“Sun, Sea and Sand”を有するビーチ・リゾートであった。

観光産業はフリーゾーン（自由貿易区）及び海外居住者からの送金に並ぶ当国の外貨獲得を支える収入源として、現政権の政策においても観光産業の経済発展への貢献を重要視している。一方、近年、ビーチ・リゾートに傾倒した当国の観光がカリブ地域の他国と比べて観光客到着数が伸び悩んでいることにかんがみ、サステナブルな観光開発が今後の重点課題であり、多角的な戦略を導入し、現在散在している地域ごとの観光開発における共通戦略の必要性があげられている。また、ビーチ・リゾートのほとんどが外国資本による「オールインクルーシブ」型大規模ホテルにより運営され、観光客がホテル施設外に出ることが少なく、ホテル産業と地域経済とのリンクが一部の雇用創出を除いて限られており、地域コミュニティへの裨益が少なかった。したがって、今後の観光開発のなかでも、観光商品の多様化とコミュニティ参加の必要性が唱えられている。

また、ドミニカ共和国は中南米諸国唯一「ミレニアム・プロジェクト」実施パイロット国に選出されたということもあり、1人当たりGDPが2,400ドルを超えたにもかかわらず人間開発指数が0.738(98位)と低く、社会政策として貧困削減プログラムの実施が掲げられた。

したがって、当国の経済発展を観光産業がサステナブルな形態で支えていくためにも、当国の観光資源である自然環境を活用した観光、すなわちエコツーリズムを統合的に推進していくことにより観光商品の多様化を図ることが観光振興のために必須といえる。また、エコツーリズムのポテンシャルの高い地域や自然保護地域は地方農村部、特に貧困層の割合が高い地域であることから、エコツーリズムへのコミュニティの参加を促進することにより雇用や所得を創出し、住民の生活の質の向上を図ることができる。同時に、経済効果を得ることにより、観光資源として自然環境を保護する重要性をコミュニティが理解することにもつながり、自然資源の保護が促進される。したがって、政府、民間セクター、NGOなどを統合しながらエコツーリズムを国家レベルで開発していくマスタープランを策定することは当国の政策とも整合性があり、妥当性が極めて高いと思われる。

なお、以上の現況に基づき、当国におけるJICA援助重点分野にも観光開発が6つのうちの1つとして掲げられている。

(2) 有効性

開発調査目標「①国家エコツーリズム開発マスタープランが策定される。」及び「②エコツーリズム開発のための人的・組織制度的キャパシティが強化される。」において成果が明確に設定されていることから、本件調査の有効性は高いと考えられる。

これまで、国家レベルでのエコツーリズム開発に関する統合的な戦略などに欠き、包括的な法・組織制度の枠組みづくりや総合的なマーケット戦略にも結びついてこなかった。しかし、他ドナーや NGO などによる地域レベルでの取り組みや自然保護地域の設定や法制度などはある程度までつくられてきている。したがって、散在しているイニシアティブをリンクさせ、体系的に法・組織制度を設定していくことによりマスタープランを策定するものであり、建設的な取り組みがなされる限りにおいて有効性を阻害する要因は少ないと思われる。

また、マスタープラン策定の有効性だけでなく、策定後のプランの実践の有効性を高めるためにも、カウンターパートを中心に人的・組織制度的キャパシティを強化していくことは重要である。本案件形成の段階から既にカウンターパートの調査チーム・メンバーとジェネラル・ディレクションの両省次官は参加しており、キャパシティ・ディベロップメントに対して日本側に期待している。したがって、キャパシティを強化する有効性は高いといえる。

(3) 効率性

エコツーリズム開発、自然保護地域やコミュニティ参加型エコツーリズムの分野では、既に様々な活動が他ドナーや NGO などの支援も得つつ個別に展開されてきている。これら既存の活動実績やデータ・情報などのレビューを通じ、情報や成果、教訓などを共有することにより、本件開発調査による取り組みとの相乗効果を図ることによって効率性が増すと考えられる。

要員については、総括の下、4つのコンポーネントに対して専門家をそれぞれ配置することにより、各コンポーネントの成果があがるのみでなく、コンポーネント間のコーディネーションを図ることにより効率性が高まり、マスタープランの総合的な策定が促進される。

また、カウンターパートにエコツーリズム推進のために必要不可欠な観光省と環境・自然資源省の両省を含むため、役割分担や各省の専門部署との連携も図りやすく、調査の工程において作業の効率性が高まる。同時に、カウンターパートのキャパシティ・ディベロップメントによりプランの策定及び将来的な実施における効率性もあがる。

(4) インパクト

本件開発調査の実施により、実効性の高い国家エコツーリズム開発マスタープランが策定され、調査後にプランが実施されることにより、エコツーリズムが公共・民間セクターや NGO などを統合しながら推進され、既存のビーチ・リゾートのみに依存した観光形態から多様化が図られ、コミュニティにおける貧困削減と自然資源の保護に貢献することのインパクトは大きく、かつ、この上位目標が達成される可能性は高いと考えられる。しかし、観光事業は観光客数や収入の増加など目に見える効果が発現するまでにある程度の時間を要する点に留意が必要である。したがって、長期目標年次を2020年と定めたことは適切といえる。

観光のインパクトは広範囲で、他産業への波及効果の高い産業である。特に、エコツーリズムは貧困層が多く住む地方農村部で行われることがほとんどであることから、コミュニティの雇用創出や収入増につながる。本件開発調査ではコミュニティ参加型エコツーリズムのモデルを提言することから、コミュニティを持続的に裨益していくインパクトが期待できる。同時に、エコツーリズムの発展により、自然資源が観光資源として重要であることへの理解がコミュニティでされることは自然資源保護にもつながるため、貧困削減と自然環境保護の相

乗効果がある。

(5) 自立発展性

本件開発調査により策定されるマスタープランは実効的なものを念頭に置いており、調査後にはプランの実践がされ、国レベル、地域レベルのエコツーリズム開発戦略・政策として活用されるため、自立発展性があると考えられる。

特に、法・組織制度の枠組みづくりによりメカニズムとして機能するものを設定するため、人材に変更が生じて、また、国レベルから地域レベルなど施行する人材や組織を拡大していても、自立発展性は高いといえる。また、コミュニティ参加型エコツーリズム・モデルの策定により当国においてコミュニティが観光産業に参入していく基礎を提示していくものであり、これまで裨益されてこなかった地域コミュニティのイニシアティブを促進し、持続的に拡大・発展する礎となると考えられる。

さらに、開発調査の全工程を通じてカウンターパートの人的・組織制度的なキャパシティ・ディベロップメントを行うことにより、調査終了後にもマスタープランを継続的に実践し、上位目標の達成をめざしていくことが可能になることから自立発展性は高いと考えられる。

最後に、ドナーや NGO など支援機関を調査過程で巻き込んでいくことにより、既存のイニシアティブのプランへの参加や、プラン実施のための資金調達につなげていくことになり、広範囲な実践と規模の拡大が可能となる。

2-2 貧困・ジェンダー・環境などへの配慮

(1) 環境

本案件はエコツーリズム開発のための開発調査であるため、自然保護地域及び観光資源となり得る自然環境を有する地域は必然的に対象地域となる。観光資源としての自然環境を保護しながらサステナブルに活用していくことが本件の目的であり、上位目標から成果・活動にいたるまで主目的及び主要素として環境への配慮が入っている。

(2) 貧困

エコツーリズム開発によりコミュニティを裨益し、人々の生活の質の向上をめざすことが本件開発調査の上位目標と掲げられているのみでなく、成果・活動の4つのコンポーネントの1つとして「コミュニティ参加型エコツーリズム・モデル」を策定することが入っている。したがって、貧困層の多く住む地方農村部が裨益の対象となり、貧困への配慮が上位目標から成果・活動にいたるまで主目的及び主要素として入っている。

(3) ジェンダー及び若年層

直接にはジェンダー及び若年層への配慮を謳っていないが、一般的に観光産業自体が他産業に比べて女性や若年層に対して雇用や所得をより多く創出する産業とされている。さらに、本案件ではコミュニティ参加型エコツーリズムを成果・活動のひとつの柱として扱うため、コミュニティの女性の参加を促し、雇用や所得の創出により若年層のコミュニティ離れを軽減し、村落開発に結びつくことにもつながる。

第3章 開発調査への提案

3-1 開発調査の対象地域

(1) 開発調査対象地域

対象地域はドミニカ共和国全域とし、エコツーリズムのポテンシャルがある地域やゾーンに重点を置く。パイロット事業地区については第1フェーズの調査分析結果に基づいて選定する。

(2) 活動拠点

首都サント・ドミンゴの観光省又は環境・自然資源省内、若しくはその他政府が指定するところに活動拠点を設置する（S/W 締結までに事務所の設置場所を決定する）。

3-2 相手国関係者

(1) 関係省庁

- ・ 観光省、環境・自然資源省
- ・ オブザーバー及び調整機関として大統領府国際協力局
- ・ 開発調査ステアリング・コミッティのメンバーとして、上記3省のほかに文化省、教育省、産業・商業省

(2) カウンターパート機関

観光省技術局（Sub Secretaría Técnica）、環境・自然資源省自然保護地域・生物多様性局（Sub Secretaría de Areas Protegidas y Biodiversidad）、その他協力が必要な部署についても両局を通じて打診可能（例えば、観光省広報局からは既に調査チーム・メンバーに入っている）。

3-3 開発調査の基本方針

- (1) 上位目標：「観光の多様化、自然資源の保護、コミュニティの生活の質の向上に貢献するよう、公共及び民間セクター、NGO などによる参加と統合を通じてエコツーリズムが国家レベルで開発される。」

ドミニカ共和国の国家エコツーリズム開発マスタープランの策定についての本件要請の背景には、①大手外資系リゾート企業によるオールインクルーシブ型大型ビーチ・リゾートの乱開発による自然環境の悪化とそれに伴う観光資源の劣化、②代替性の高いビーチ・リゾートに傾倒した観光開発による近年の観光需要の伸び悩み、③エンクレーブ型観光による地域コミュニティへの薄利益、などの現状があり、エコツーリズムによるサステナブルな観光開発と観光商品の多様化による観光振興が危急の課題となっている。したがって、開発調査によってエコツーリズム関連のステークホルダーとなる公共及び民間セクターや NGO などの参加と統合を図ることにより、エコツーリズム開発を通じて①観光の多様化による観光振興、②観光資源となる自然資源の保護、③貧困層となっているコミュニティの生活の質の向上に貢献することを目的とする。

ドミニカ共和国側は国レベルでのエコツーリズム開発のための開発調査の結果を利用して、長期目標年次を2020年として上位目標の達成をめざす。

(2) 開発調査の目標

1) 国家エコツーリズム開発マスタープランが策定される。

ドミニカ共和国の持続可能な観光振興と自然環境保全を両立させ、コミュニティと地域住民を裨益できる「国家エコツーリズム開発計画」を策定する。本計画はカウンターパートやエコツーリズム関連のステークホルダーにより実践的に有効活用されることを目的として策定するため、アクション・プランに基づくマスタープランにより構成される。さらに、その有効性と効率性を高めるためにパイロット・プロジェクトを実施し、その結果をマスタープランに反映し完成されるものとする。

a) 現状分析、エコツーリズム資源評価

ドミニカ共和国は豊富な自然資源を有し、生物多様性の観点からも重要な種を多く保持している。しかし、その保護や利用が明確なガイドラインや法制度により実施されてきたとはいえない。また、自然環境保護地区などエコツーリズム・サイトとしてコミュニティによるイニシアティブも含め散在しているが、そのエコツーリズム資源価値について総合的な評価が行われてこなかった。そのため、カリブ海地域でトップクラスの集客能力のある観光国であるにもかかわらず、エコツーリズムの観点からのプロモーションにもつながってこなかった。

したがって、自然環境保護のためのガイドラインや法制度の見直しとともに、それら資源を利用したエコツーリズムを持続可能に実施していくために必要なメカニズムを構築していく必要がある。さらに、中米カリブ地域の周辺国とも照らし合わせながら、当国のエコツーリズム資源を客観的に評価し、従来のマス・ツーリズムの拠点となっているビーチ・リゾートとの連携を考慮しながら市場戦略につなげていく必要がある。

b) 総合的なエコツーリズム開発戦略の策定

現在、散在しているエコツーリズムについて、総合的な分析・評価に基づく開発戦略の策定が今後の当国における観光振興の鍵となる。したがって、下記の3点に重点を置いた取り組みが必要となってくる。

- ① 現在、進捗しているエコツーリズム対象地の現状を把握し、周辺国との差別化と競争力を考慮したドミニカ共和国のエコツーリズム戦略を提言する。
- ② 地域の生活向上を目的としたエコツーリズムのあり方を提言する。従来のマス・ツーリズムでは十分に裨益されてこなかったコミュニティが地域の自然資源を利用しながら観光産業に参加できるよう、コミュニティ参加型エコツーリズムについて見直し、当国に合う形態を提示・促進していくことにより、貧困削減と地域の自然環境保護を図っていくことが重要である。
- ③ エコツーリズムの導入が既存のビーチ・リゾートにおける自然・社会環境に対する弊害の除去に貢献するとともに、ドミニカ共和国の観光事業が、エコツーリズムとビーチ・リゾートの二本柱を確立し、相互が連携しあう体制とする。

c) 実施可能で実践的なマスタープランの施策

エコツーリズムの導入が国家レベルの戦略・政策として図られるためにも、実効的なマスタープランを提言することが必須である。それには主に下記の理由があげられる。

- ① 現在、ドミニカ共和国には国家的な戦略・政策などがエコツーリズム開発において存在しない。あるいは、作成されていても広く認知され実際に利用されているものが存在しない。また、ドナーによって特定の地域におけるエコツーリズム振興や観光クラスターの推進がされてきているが、全国的な開発戦略は提示されていない。その他、NGO や CBO（住民組織）などによりエコツーリズムのイニシアティブは各地に点在している状況にあるが、観光商品や品質、さらにコミュニティ参加レベルに差があるだけでなく、まとまったプロモーションがされておらず観光客にも知られていないのが現状である。したがって、包括的な国家戦略の構築が危急の課題であり、関連省庁のみでなく、公共・民間のステークホルダーや裨益者までもが利用可能な実践的なマスタープランが策定される必要がある。
- ② カウンターパートの人的資源・組織制度のキャパシティを向上していくことが本案件の目的のひとつとされているため、開発調査の全工程を通じてキャパシティ・ディベロップメントが実施される。同時に、日本及び第三国においてカウンターパート研修を行う。それに基づき、開発調査により策定されたマスタープランが本案件終了後に実際にカウンターパートにより実施され、上位目標が達成されるよう方向づけられる必要がある。
- ③ 本件開発調査はドミニカ共和国のエコツーリズムにおいて実際に強化が必要とされる4つのコンポーネント（エコツーリズムのポテンシャル、法・組織制度の枠組み、コミュニティ参加型モデル、プロモーションとマーケティング）から構成される。各コンポーネントにおいてアクション・プランを策定し、それに基づいてパイロット・プロジェクトを実施することにより、実践においてより有効かつ効率的なマスタープランを完成することを目的として本案件は形成されている。

d) 協力プログラムの活用

本件開発調査の実施とは別に、シニア・ボランティア及び青年海外協力隊（JOCV）の派遣が当国の観光分野において実施あるいは予定されている（例：南西部パライス、内陸部コンスタンサ、公的職業訓練所 INFOTEP の東部地区）。本件とは直接には関係はしないが、調査内容の充実化のためにも調査団と連携、補完しあうことが可能である。

2) エコツーリズム開発のための人的・組織制度的キャパシティが強化される。

開発調査の上位目標を達成するためには、直接・間接的な裨益者となるコミュニティ、NGO、公共・民間セクターなどの人的資源のみではなく、カウンターパートとなる観光省及び環境・自然資源省の技術的・組織制度的キャパシティを向上することが必須である。それにより、開発調査の成果を高めるのみならず、調査終了後のマスタープランの施行と当国におけるエコツーリズム開発のサステナビリティを向上することにつながる。したがって、開発調査の全工程を通じて、カウンターパートに対して OJT（オンザジョブ・トレーニング）、ワークショップ、パイロット・プロジェクトなど具体的な能力・組織制度強化プログラムを実施して、人的資源及び組織制度的キャパシティを高めるようサポート

する。同時に、日本や第三国におけるカウンターパート研修を調査チームのリーダーと各省代表者に対して実施することにより、エコツーリズムの推進方法について、国がとっている仕組みやフィールド視察を通じて先進モデルから学ぶ機会を提供する。

a) 開発調査実施体制

開発調査の実施体制を下記のとおり設置することで両省と合意した。

- ① 実施体制のトップに、両省の大臣を議長とし、調整役として大統領府国際協力局長、文化省、教育省、産業・商業省（これらの省については S/W 締結までに参加を促していく）から構成されるステアリング・コミッティを設置する。マスタープランを見直し・承認し、また、マスタープランを実施・促進するための決定を行う委員会となる。年に 1 回又は必要に応じてミーティングを開く。
- ② ステアリング・コミッティの下に観光省技術局及び環境・自然資源省自然保護地域・生物多様性局の次官から構成されるジェネラル・ディレクションを設置する。機能としては、調査活動のモニタリングと評価、調査チームから提出される報告書内容のレビューとステアリング・コミッティへの報告、調査の運営管理に関する決定を行う。
- ③ ジェネラル・ディレクションの下に観光省及び環境・自然資源省のカウンターパート・メンバーで構成される調査チームを設置し、その中から調査ディレクターを 1 名選出する。このチームは日本からの開発調査チームと協働してマスタープランを策定する。調査ディレクターは調査チームとのコンセンサスに基づいて調査活動の運営管理全般にわたって指示・コーディネーションをし、調査の進捗についてジェネラル・ディレクションへ報告する。なお、カウンターパート調査チームのメンバー構成については、S/W 締結までに両省からメンバー・リストを正式に JICA へ提出することにより確定する。

これら 3 レベルから構成される実施体制において、開発調査期間中は JICA 開発調査チームが人的資源及び組織制度開発のためのキャパシティ・ディベロップメントを行う。

また、本件で重点となるのが観光省と環境・自然資源省との連携である。歴史的にも両省の間で協力関係を確立した経験がなく、どちらかといえば競争関係にあった。さらに、観光省は組織力、人材能力に弱い。したがって、観光やエコツーリズム開発において両省と協力することは重要であるが、今まで他ドナーも両省との協力・連携を達成することはできなかったため、国レベルのエコツーリズム開発戦略の策定にいたっていない。したがって、本件開発調査を通じて両省の協力関係を構築していくことは肝要であり、当国のサステナブルな観光振興のためにも非常に意義深い。既に、本案件形成のプロセスのなかで、当国 JICA 事務所の尽力により両省の歩み寄りが始まり、上述実施体制を設置することに成功した。開発調査により、その協働体制が更に助長されることが両省からも期待されていて、他ドナーなどからも注目されている。

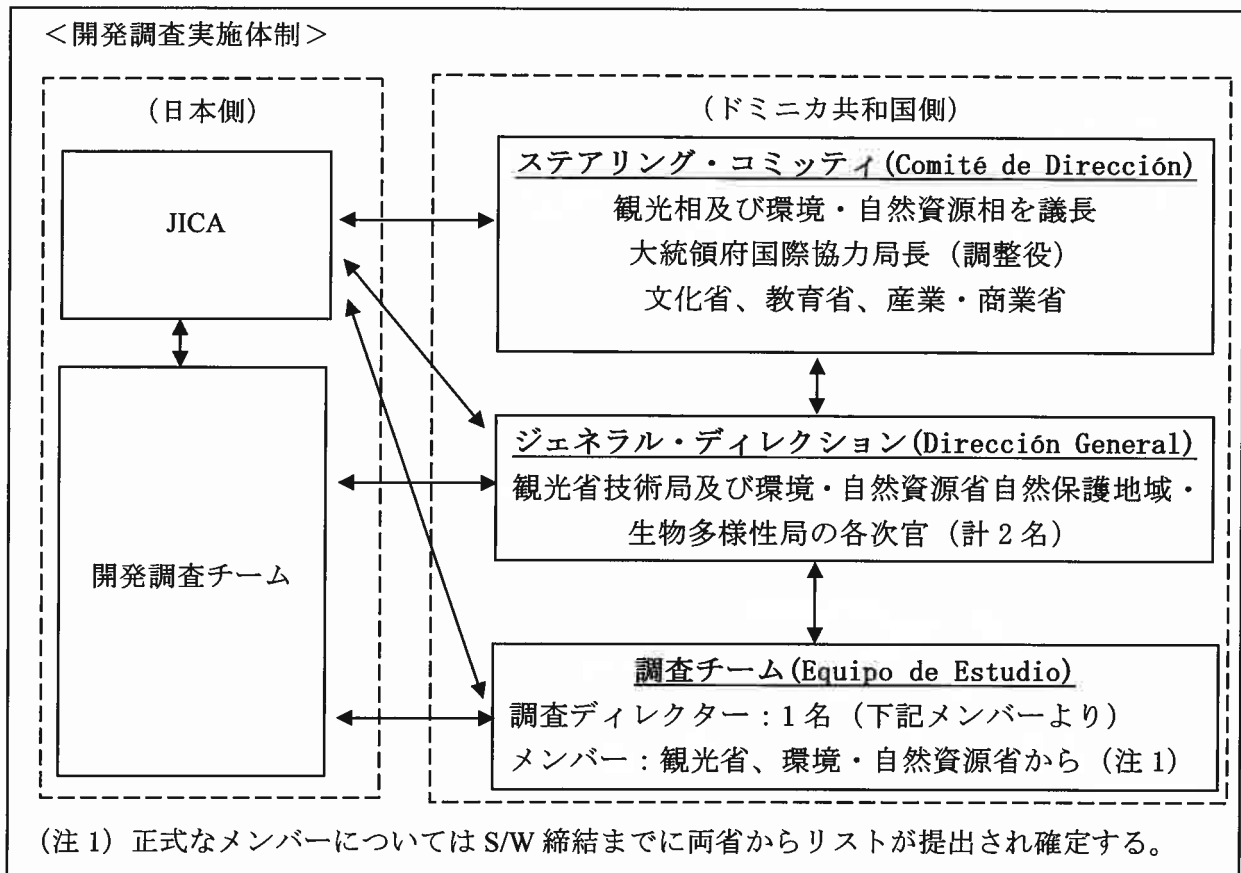


図 3-1 開発調査実施体制

3-4 開発調査の業務範囲及び内容

本件開発調査の業務は 2007 年 2 月に署名・交換予定の S/W に基づき、前章に述べた「上位目標」及び「開発調査の目標」を達成することを目的とする。そのために、本章であげる「開発調査の成果」を達成するために必要な活動内容、実施方法及び投入内容に沿って具体的に提案し、業務を実施するものである。調査団は調査の進捗に応じ必要な報告書を作成し、今回のカウンターパート機関である観光省、環境・自然資源省、さらにステアリング・コミッティ、ジェネラル・ディレクション、公共・民間セクターやコミュニティなどを含めたドミニカ共和国側に対して、説明・協議を行うものとする。

(1) 開発調査の成果及び業務

業務内容を開発調査の成果ごとに以下に示す。業務は、「タスク 0: 調査実施の準備」「タスク 1: 現状調査とニーズ・課題の整理」「タスク 2: 4 つのコンポーネントの分析及び成果品作成」「タスク 3: アクション・プランの策定」「タスク 4: パイロット・プロジェクトの実施」「タスク 5: マスタープランの策定」「タスク 6: キャパシティ・ディベロップメント」までの 7 つのタスクにより構成される。

成果 1: ドミニカ共和国におけるエコツーリズム開発のニーズについて初期分析がされる。

- a. 観光とエコツーリズムに関するデータ及び情報が収集される。

- b. エコツーリズムの現状について見直し、評価される。

【タスク 0：調査実施の準備】

日本国内で入手可能な資料・情報を整理し、業務実施に関する基本方針、方法、項目と内容、工程、実施体制、手順、実施スケジュールなどを検討する。情報収集・分析にはドミニカ共和国の経済・社会状況のみではなく、近隣諸国（中米カリブ）の基礎的な観光統計・情報なども含める。JICA ドミニカ共和国事務所観光分野企画調査員により作成された資料もあるので参考にする。

また、想定されるパイロット・プロジェクトの構想についても情報収集・検討を進めておく。

以上の作業により取りまとめられた着手報告書について、先方実施機関、公共及び民間セクター、NGO など関係者に説明・協議し確認する。特に調査方法、工程及び技術移転のためのプログラムについて、十分な協議と調整を行うものとする。

【タスク 1：現状調査とニーズ・課題の整理及び分析】

現地調査を実施し、ドミニカ共和国の観光及びエコツーリズムについてデータ及び情報を収集し、分析する。主に、①エコツーリズムの現状（自然環境、文化遺産、土産品、農・漁業産品などポテンシャルについても把握）、②法律、政策、計画、ガイドライン、戦略及び組織制度についての枠組み、③コミュニティ参加型エコツーリズム、④マーケティング及びプロモーション、の4つの観点から情報収集と分析をする。観光セクター分析及びニーズアセスメントとも、観光省、環境・自然資源省、他省庁（文化省、教育省、産業・商業省など）、大学・専門学校、地方自治体、各地の NGO 等民間団体及びドナー（AECI、USAID、UNDP、IDB など）が既に実施している調査研究・統計・事業報告書のレビューから開始する。

特に、情報収集の段階からドナーとの協力関係を強化していくために、定期的にドナー・ミーティングを開催し、エコツーリズム会議（Mesa de Ecoturismo）を設置、運営する。ドナーとの協力体制の構築は、開発調査で策定するアクション・プラン、マスタープランの実施の際に技術的及び資金的な協力を得ていくためにも肝要であり、本件開発調査終了後のサステナビリティの鍵となる。

さらに、エコツーリズム開発に影響を及ぼすと考えられる国家的要因、国際的・中米カリブ地域的要因及び国内地域ごとの現況を確認し分析・評価する。例えば、国家的要因には①既存のマス・ツーリズムのビーチ・リゾートにかかわるもの、②政治的戦略・手段としての観光、③現行の法制度及びその執行メカニズムにかかわるものなどが含まれる。国際的・中米カリブ地域的要因としては①欧米を中心とする国際ツーリスト・マーケットにかかわるもの、②欧米外国資本による観光セクターへの直接投資にかかわるもの、③CARIFORUM、AEC、SICA など地域連盟にかかわるものなどがあげられる。さらに、国内地域ごとに①気候や地形も含んだ観光資源、②外国資本の直接投資、アクセスやインフラも含んだ観光開発状況などが異なる、などが考えられる。

以上の分析結果に基づきニーズや課題を明確にし、問題点と改善の方向性を検討する。（調査内容）

- ・ 社会・経済状況（国全体及び地域ごと）

- ・ 地域開発政策・戦略の確認、行政制度、組織、法律、財政など
- ・ 観光セクター開発計画、観光産業振興、投資促進計画、組織、法律、財政など
- ・ 環境保護計画、環境関連の政策、組織、法律、財政など
- ・ エコツーリズムに関する法・組織制度
- ・ 既存及び潜在的な観光・エコツーリズム資源
- ・ 既存及び潜在的な観光・エコツーリズム商品（各種エコツーリズム、コミュニティ参加型エコツーリズムを含む）
- ・ 既存及び潜在的な観光・エコツーリズムのプロモーション及びマーケティング
- ・ ステークホルダー分析（観光・エコツーリズム関連企業、コミュニティ、ドナー、NGO など）
- ・ 以上に関連する既存の計画・調査のレビュー

成果 2：エコツーリズムについて4つの観点（エコツーリズムのポテンシャル、法・組織制度の枠組み、コミュニティ参加型エコツーリズム・モデル、プロモーションとマーケティング）から分析がされる。

【タスク 2：4つのコンポーネントの分析及び成果品作成】

タスク 0 及び 1 の成果に基づき、4つのコンポーネント（エコツーリズムのポテンシャル、法・組織制度の枠組み、コミュニティ参加型モデル、プロモーションとマーケティング）において、分析を深め、下記に示す成果品を作成する。

- I. エコツーリズムのポテンシャルが分析され、ポテンシャルが特定される。
 - a. 既存及び潜在的なプロジェクトと商品についてのインベントリーが作成される。（インベントリーには資源性、気象条件との関係、現地所要時間と現地へのアクセス、インフラ状況、地域社会の現状調査とエコツーリズムへの対応、かかわっているドナー・NGO などによるプロジェクトなどの評価を含む。別紙「エコツーリズム・サイト評価表（団長溝尾教授により作成）」参考。）
 - b. エコツーリズム・サイトの相互評価をするための評価方法及びカテゴリ分類方法が策定される。
 - c. 資源性あるいはサイトの発展段階などからゾーニングの基準とゾーン別開発方向を設定し、エコツーリズム地域がゾーン分けされる（地図の作成を含む）。
 - d. 既存及び潜在的なプロジェクトと商品について評価される。
 - e. 地域ごとにポテンシャルが特定される。
- II. 法・組織制度の枠組みが提案される。
 - a. エコツーリズムに関する既存の法・組織制度、政策、計画、ガイドライン、戦略などの枠組みについて見直し、改善点の有無について検討・評価される。
 - b. 法・組織制度などの枠組みについてのプロポーザルが作成される（エコツーリズム推進法や認証制度などの整備の検討も含む）。
- III. コミュニティ参加型エコツーリズム・モデルがつくられる。
 - a. コミュニティ地域について調査される。
 - b. コミュニティのプロジェクトについて評価される。
 - c. コミュニティ・エコツーリズムを開発するためのガイドラインが策定される。

- d. グッド・プラクティスを支援し改善するためのシステムとツールが作成される。
 - e. コミュニティ参加型エコツーリズム・モデルが提案される。
- IV. プロモーション及びマーケティング戦略が策定される。
- a. エコツーリズム・マーケティングの地域と既存のプロモーションについて調査、評価される。
 - b. ターゲット・グループが特定される。
 - c. 他の既存のプロモーション（NGO、民間セクター、ドナーなどによる）と連携が構築される。
 - d. エコツーリズムのコンセプトと商品をプロモーションするためのツール（パンフレット、ウェブサイト、ワークショップなど）が特定される。
 - e. 国内及び国際的レベルでエコツーリズムを広くプロモーションするためのアクション・プランが策定される。（例：関係地区が一堂に会し、情報の共有を目的としたセミナーを実施し、好事例の発表をする。ホームページの開設。プロモーション・ビデオの作成なども案としてあげられる。）

成果 3：分析結果に基づいたエコツーリズム開発のためのアクション・プランのプロポーザルが策定される。

【タスク 3：アクション・プランの策定】

タスク 2 の分析結果及び成果品に基づきアクション・プランを下記の 4 点についてのガイドラインを含んで策定する。

- ① エコツーリズムのポテンシャルについての分析と特定
- ② 法・組織制度の枠組みについての提案
- ③ コミュニティ参加型エコツーリズム・モデル
- ④ プロモーション及びマーケティング戦略

優先度の高いプログラム、プロジェクトの選定を行い、アクション・プランとして取りまとめるが、各種施策は計画策定後に持続的に実施されることが重要であり、カウンターパートのみでなく、対象地域・対象者となる裨益グループやステークホルダーと十分に協議を行ったうえで先方の理解を得て、実施時期、実施主体、個別目標と評価指導、概算費用や方法、さらには資金調達方法の指導などについて優先度とともに明示する必要がある。

成果 4：調査結果とアクション・プラン・プロポーザルのガイドラインに基づいたパイロット・プロジェクトが実施される。

- a. パイロット・プロジェクトを実施する地域が選定される。
- b. パイロット・プロジェクトが実施される。
- c. パイロット・プロジェクトの結果が評価される。

【タスク 4：パイロット・プロジェクトの実施】

タスク 0～2 で実施した調査分析結果とタスク 3 で策定したアクション・プランで提案された方法及び実践計画やガイドラインに基づいたパイロット・プロジェクトを計画し、4 つのコンポーネントのクライテリアを設定し、それらにかんがみ優先度の

高い地域を選定する。地域住民の参加の下、アイデア出しの段階から実施、検証・評価にいたるまで、有望なパイロット・プロジェクトに取り組む。基本的には本件開発調査期間内に実施可能で、かつ成果について評価・検証することが可能な規模で実施する。

さらに、パイロット・プロジェクトの結果について分析し、より効果的・効率的な実施方法を確認してマスタープランにフィードバックするとともに、より実現性の高いアクション・プランの策定に活用する。

パイロット・プロジェクトの案として下記の例があげられる（参考まで）。

- ① NGO や CBO を通じたコミュニティ参加型プロジェクト
- ② 地域限定のエコツーリズム・パイロット・プロジェクト
 - a) 北西部ハイチ国境地域（環境・自然資源省次官からの情報では、この地域を自然保護地域として指定したいのだが、住民の反対を受けていてできない。したがって、コミュニティ参加型エコツーリズムを推進することにより、将来的に自然保護地域の指定へと導くことができる可能性もある）
 - b) コンスタンサ（JOCV が活動している）
 - c) パライソ（JOCV が活動している）
 - d) アト・マヨール県及びモンテ・プラタ県の内陸部
 - e) その他、観光や地域開発に関連する JOCV が入っている地域
 - f) 南西部の貧困地域・自然保護地域
 - g) 民間中小零細企業によりエコツーリズムが推進されている地域
- ③ エコツーリズム認証制度プログラム
 - a) 当国のスタンダードを策定し、NGO や CBO によるコミュニティ参加型エコツーリズムのアプリケーションを推進し、一括プロモーションを実施する。
 - b) UNESCO 世界遺産など国際的な認証制度へのアプリケーションを促進・支援する。
- ④ エコツーリズムの法制度・実施メカニズムの構築

成果 5：国家エコツーリズム開発マスタープランが策定される。

【タスク 5：マスタープランの策定】

国家レベルでエコツーリズム開発に関連する全ステークホルダーに対して、ドミニカ共和国が提示する共通のガイドラインとして利用されるマスタープランを策定する。タスク 4 で実施したパイロット・プロジェクトの結果を反映し、タスク 0～3 の 4 つのコンポーネントにおける成果を網羅しながら、エコツーリズム開発のためのガイドライン、戦略、アクション・プランを含んだマスタープランを完成する。

さらに、マスタープランでは以下の項目をカバーすること。

- ① マスタープランの基礎となる一連の目標と基本戦略の設定
- ② 既存のマス・ツーリズムの拠点となるビーチ・リゾートも含んだマーケット・セグメントの特定と、マーケティング戦略の立案
- ③ 観光開発と自然環境管理を両立させるゾーニングと、ゾーン間の有機的なネットワークワーキング又はルートの設定

- ④ ゾーン別の観光・エコツーリズム開発計画及び自然環境管理計画の策定
- ⑤ コミュニティ参加型エコツーリズムのモデルやガイドラインの策定
- ⑥ 既存及び潜在的なエコツーリズム・サイトを結んだルートや土産品などを含むエコツーリズム商品の立案
- ⑦ マスタープランの実施をめざす法・組織制度やモニタリング・メカニズムの提案（行政－民間－住民）
- ⑧ マスタープランの実施に必要な人的資源の開発（行政－民間－住民）
- ⑨ マスタープランの実施を可能にする財源の整備（行政－民間－住民－ドナー）

ニーズや課題分析からマスタープラン策定に至るまでの段階については、カウンターパートや関連するステークホルダーらと暫定的な案をベースに検討と協議を重ね、これをフィードバックさせながら改善し、具体化していくというアプローチが必須と考えられる。

成果 6：調査チーム・メンバー及び組織のキャパシティ・ディベロップメントがされる。

【タスク 6：キャパシティ・ディベロップメント】

開発調査の全工程を通じて、カウンターパートとなる観光省及び環境・自然資源省の調査チーム・メンバー及び組織のキャパシティ・ディベロップメントを実施する。（前述 3-3 (2)2) を参照）

同時に、カウンターパート研修を日本及び第三国で実施する。カウンターパート調査チームのディレクターとなる人材と調査チーム・メンバーの両省からの代表者に対して、エコツーリズムの法・組織制度と運営メカニズム、マーケティング・プロモーション、コミュニティ・ワークなど全般にわたって統括・運営できるような研修プログラムが開発調査初年度内に提供されることが望ましい。

例えば、日本においては、エコツーリズム推進方策を制定し、エコツーリズム振興の中心となっている環境省にて研修を受け、当国と同様のエコツーリズム資源をもち、エコツーリズムの先駆県である沖縄県でフィールド実習を受けることなどが提案される。第三国としては、当国と同じ地域に位置し、かつ、世界的にもエコツーリズムの先駆・成功国とされるコスタリカにおいて研修することが望ましい。

時期と人数については、本件開発調査の進捗スケジュールにかんがみ、本邦研修は第 1 回進捗報告書のあととなる初年度 9～10 月ごろに調査チームのディレクターを 2 週間ほど、第三国研修は中間報告と第 2 回進捗報告書の間となる初年度 2 月ごろに 3 名の調査チーム・メンバーを 1～2 週間ほど送ることが望ましい。

3-5 業務実施上の留意点

(1) 観光省及び環境・自然資源省の協力体制

本件開発調査のカウンターパートとなる責任機関が観光省及び環境・自然資源省の 2 省となっている点については、観光開発に関する案件であるため観光省が主体となるところであるが、①観光省の組織力、人材能力が弱い、②観光省は当国の主流となっているマス・ツーリズムに傾倒している、③環境・自然資源省も自然保護地域を中心にエコツーリズムを主体的に推進してきている、④両省のバランスと良好な関係の構築が本件実施の基礎条件と判断

されるため、両省を本件の実施責任機関とすることとした。

次に、観光省及び環境・自然資源省の間でこれまで協力関係を確立していくことは歴史的にも経験がなく、どちらかといえば競争関係にあった。本件要請を受けてからこれまで、当国 JICA 事務所の努力により、両省職員から成るワーキング・グループが設置され、定期的にミーティングを開催しながら協力体制の土台が構築されてきている。JICA のファシリテーションにより、これまで実現しなかった両省の協調が始まり、エコツーリズム開発の推進という共通の目標に向かって実施体制が整備されてきたことは有意義であると両省のグループ・メンバーにも認知されている。両省の協力を基礎とした実施体制が実際に機能することを確実にするために、両省が協力体制を構築することについて合意・署名し、その文書に基づき各省内で通達が出される予定もあるとのこと。開発調査を通じて、この協力体制が助長されることが本件の重点となる。

(2) コミュニティ参加型モデルの策定

カウンターパートとなる観光省と環境・自然資源省により、コミュニティ参加によるエコツーリズム開発に重点を置くよう要請されている。当国農村部コミュニティの貧困削減のためだけでなく、観光資源となる自然環境及び文化・伝統の保護には、エコツーリズムへのコミュニティの参加による経済的な裨益とそれら資源を保護する重要性についての理解が必須であるとの見解に立っている。

本件ではコミュニティによるエコツーリズムのイニシアティブに重点が置かれているが、現在は点在している状況である。したがって、それらをマッピングやモデル構築などを通じてまとめ、かつ、プロモーションなどでコミュニティへの裨益を向上していくことを目的とする。

(3) 大統領選挙

大統領選挙が 2008 年 5 月に、政権交代が 8 月に予定されているが、当国では大統領が交代すると省庁の末端のスタッフまでたいてい入れ替わってしまう。これは不可抗力であり、本件実施中に予想される負の影響としてとらえておく必要がある。対策としては、本件開発調査を通じて個々のカウンターパートの調査チームのメンバーの能力開発と同時に、メンバーに万一変更が生じたとしても本件の目的・実施体制が揺るがないようマスタープランの策定及び実施のための枠組みを構築していくことに重点を置く必要がある。

現時点の予測では、現政権が優勢であり、政権交代がない可能性も考えられる。その場合には調査チーム・メンバーの途中交代という本件開発調査にとっての負の影響はある程度回避できる。しかし、いずれにしても選挙前後の時期、そして政権交代の際には、新政権が誕生して新政府が発足するまでは調査工程が進まないものと想定して日程を組む必要がある。本件実施体制において調整役となる大統領府国際協力局長は、調査メンバーの構成に対する影響が最少となるよう調整に努力するとの意向を公言しているが、政権交代の際には同局長の人事にも変更が出ることも避けられない。

(4) 他ドナーとの連携による調査の効率的実施

ドミニカ共和国においては、いくつかのドナー（AECI、USAID、UNDP、IDB など）が地

域やテーマ別にエコツーリズムや自然保護地域関連のプロジェクトを実施してきている。したがって、既に実施している調査研究・統計・事業報告書のレビューだけでなく、こうしたドナーが有する情報ネットワークや調査方法、コミュニティ・ワーク、ステークホルダー及びドナー間のコーディネーションなどのノウハウを活用することによって、開発調査がより効率的・効果的になり得る。

さらに、重要点として、調査結果に基づいて設定されるアクション・プランなどにおいて将来的に資金調達ができるよう、定期的にドナー・ミーティングを開くなど、調査後の実効性を高めるためにもドナーを常に巻き込んでいく必要がある。

(5) 柔軟・効率的な調査実施

本件開発調査では、パイロット・プロジェクトの実施を予定しているが、その内容によっては、調査実施体制や調査項目を変更する必要性が生じる可能性もあり得る。また、大統領選挙前後においても工程や日程などを変更する必要性が生じる場合もあり得る。これらに対応するため、作業工程などについては柔軟に変更することとし、調査団も予想される変更などについては、早期に速やかに JICA へ連絡するものとする。

なお、クリスマスから年末・年始（12 月半ば～1 月半ば）、大統領選挙前後（4 月半ば～5 月末）は、特に省庁関係者は機能しないものとして当初から日程を考慮しておくこと。

(6) 調査団の編成

ドミニカ共和国はカリブ地域に位置し、スペイン語圏にあるという点にかんがみ、法制度的枠組みの構築には同地域の情勢や法制度に詳しいスペイン語圏の専門家を登用する方が実践的な枠組みを策定するためには有効的であると判断される。例えば、世界的にも同地域でもエコツーリズムで有名なコスタリカなどから専門家を派遣することも考えられる。

同様に、エコツーリズムの現状調査やコミュニティにおける活動においては、スペイン語によるコミュニケーションが不可欠であるだけでなく、現地の事情に詳しい当国又は第三国の専門家を活用することが効率的・効果的とも考えられる。

3-6 業務フローと要員構成

(1) 開発調査の工程

調査は 2007 年 4 月半ばより開始し、約 18 ヶ月後の終了を目途とする。また、各報告書の作成及びワークショップの開催の目途はおおむね次の工程によるものとする。

① 着手報告書 (IC/R)

- ・ 記載事項：調査の基本方針、調査項目、調査方法、要員計画、調査スケジュールなど
- ・ 提出時期：調査開始後 1 ヶ月以内（ドミニカ共和国側関係者との協議、初期段階の現地調査を踏まえて最終化する）
- ・ 部数：英文 10 部、西文 30 部
- ・ ワークショップ開催：IC/R 提出時に、IC/R 内容説明、状況及びニーズ確認、現状調査及び 4 つのコンポーネントにおける分析工程のガイダンスを行うためのワークショップをカウンターパート及び関係者に対して実施する。

② 進捗報告書 1 (R/R1)

- ・ 記載事項：現状調査とニーズ・課題の整理及び分析結果、4 つのコンポーネントにおける分析途中経過（若しくは結果）
- ・ 提出時期：調査開始後 6 ヶ月以内
- ・ 部数：英文 10 部、西文 30 部
- ・ ワークショップ開催：R/R1 提出時に、R/R1 内容説明、アクション・プラン策定についてのガイダンスを行うためのワークショップをカウンターパート及び関係者に対して実施する。

③ 中間報告書 (IT/R)

- ・ 記載事項：現状調査とニーズ・課題の整理及び分析結果の総括、4 つのコンポーネントにおける分析結果及び成果品、アクション・プランのプロポーザル
- ・ 提出時期：調査開始後 9 ヶ月以内
- ・ 部数：英文 10 部、西文 30 部
- ・ ワークショップ開催：IT/R 提出時に、IT/R 内容説明、調査結果とアクション・プラン・プロポーザルに基づいたパイロット・プロジェクトの選定及び実施についてのガイダンスを行うためのワークショップをカウンターパート及び関係者に対して実施する。

④ 進捗報告書 2 (P/R2)

- ・ 記載事項：4 つのコンポーネントのそれぞれのまとめ、パイロット・プロジェクトの実施状況、マスタープランの骨子及び構想
- ・ 提出時期：調査開始後 12 ヶ月以内
- ・ 部数：英文 10 部、西文 30 部
- ・ ワークショップ開催：P/R2 提出時に、P/R2 内容説明、パイロット・プロジェクトの評価及びマスタープラン策定に向けてのガイダンスを行うためのワークショップをカウンターパート及び関係者に対して実施する。

⑤ 最終報告書案 (DF/R)

- ・ 記載事項：調査結果の全体成果（アクション・プラン、パイロット・プロジェクトの結果・評価、マスタープラン）
- ・ 提出時期：調査開始後 16 ヶ月以内
- ・ 部数：英文 10 部、西文 30 部
- ・ ワークショップ開催：DF/R 提出時に、DF/R 内容説明、マスタープランの完成、開発調査終了後のフォローアップとサステナビリティについてのガイダンスを行うためのワークショップをカウンターパート及び関係者に対して実施する。

⑥ 最終報告書 (F/R)

- ・ 記載事項：調査結果の全体成果
- ・ 提出時期：調査開始後 18 ヶ月以内
- ・ 部数：英文 10 部、西文 50 部

(2) 調査分野

本件開発調査には、以下の分野を網羅するよう要員の配置を検討すること。

① 総括・観光政策

開発調査全体を総括する。当国のエコツーリズムの現状を客観的、総合的に評価し、カウンターパートへのキャパシティ・ディベロップメントを施策し、アクション・プランの策定とパイロット・プロジェクトの実施を取りまとめ、最終的に実践的なマスタープランを策定して、エコツーリズム戦略・政策を提言していく。

対象地域が国全土にわたることから、フットワークよく行動力があり、情報収集・発信能力や資金調達も含んだ営業のセンスをもち、十分な調整・管理能力やコミュニケーション能力が必要とされる。割当のある団員がカバーしない分野での観光振興も実現するために、総合的に検討する必要がある。また、計画策定段階からリーダーシップをとりながらマスタープランの実現へ向けた方向性を探り、明示していくことが求められる。

② 観光振興（マーケティング及びプロモーション）

周辺国なども含めた観光マーケティング調査を実施し、マーケットの需要及び当国のエコツーリズム資源のポテンシャルを客観的に整理して、他のコンポーネント担当の団員とカウンターパートとの密接な連携の下に、エコツーリズム商品の企画、エコツーリズム振興（マーケティング及びプロモーション）のための施策提言を行う。

幅広い知見や経験に基づいて、地域の観光・エコツーリズム資源の魅力を引き出し、国内外マーケットに対して最新技術も取り入れながらプロモーションをしていくことが求められる。同時に、カウンターパートに対して技術をトレーニングし、本件終了後にも技術がメンテナンスされるような方法やメカニズムを構築していく必要がある。

③ エコツーリズム・社会調査

総括、他の団員、カウンターパートとともに、国全体のエコツーリズムの現状について幅広く調査し、入手したデータや情報をインベントリー、地図、ゾーニングなどにまとめ、ポテンシャルについて提言していく。

国全土にわたってエコツーリズムの現状調査やパイロット・プロジェクトを実施することから、フットワークよく行動力があり、情報収集・発信能力があるだけでなく、調査対象地域のコミュニティと十分にコミュニケーションできることが必要とされる。したがって、スペイン語が話せるだけでなく、現地のエコツーリズムの現況に詳しい人材が望ましく、現地又は第三国の専門家が適切とも考えられる。

④ 法・組織制度

ドミニカ共和国の観光や環境に関連した法・組織制度を見直し、エコツーリズム開発に必要な枠組みを提言していく。当国のみならず、周辺国やエコツーリズムのモデルとなる国の法・組織制度に詳しい人材が求められる。

また、法・組織制度という専門用語やネイティブ・レベルの言語能力を必要とするため、第三国のスペイン語圏からの専門家を派遣することが現実的と考えられる。したがって、例えば、環境保護やエコツーリズムで有名なコスタリカからの専門家派遣が推奨される。

⑤ 社会開発・地域開発（コミュニティ開発）

総括、他の団員、カウンターパートとともに、調査やパイロット・プロジェクト実施対象地域のコミュニティと十分にコミュニケーションをとりながら、コミュニティの意見を計画全般にわたり反映させるとともに、マスタープラン策定後の展開に向け、コミ

ユニティ参加型エコツーリズムのモデルを作成、提言していく。

コミュニティ開発手法の知識又は経験と中南米カリブ地域での経験、スペイン語での高い調整・管理能力、コミュニケーション能力が求められる。

別紙「エコツーリズム・サイト評価表」

エコ・ツーリズム サイト評価			
アクセス			
5. 主要都市、主要観光地からの接近可能		幹線道路から、快適な道で1時間以内	
4. 主要都市、主要観光地からの接近が1時間を超え、それほど問題ない道路			
3. 中間			
2. 主要都市、主要観光地から約2時間で、一般車での通行可能			
1. 主要都市、主要観光地から2時間を超え、悪路が1時間以上にわたる			
資源性			
5. 生物多様性、固有種が多く、ドミニカ共和国を代表し、さらに一般観光客も喜ぶ、動植物がみられる。ルートの雰囲気もよい。			
4. 生物多様性、固有種が多く、ドミニカ共和国を代表する			
3. ドミニカ共和国ではごく一般的である			
2. ドミニカ共和国では、やや劣る			
1. ドミニカ共和国で、奨励するするほどではない。近くの都市、観光地からの気晴らしの地			
気象条件			
雨季のため、訪れにくいとか、時期により、動植物の偏りがあるなどからの評価			
3. いつでも訪れてもよい、2. 短期間だめな時期がある 1. 訪れる時期が偏っている			
地域社会			
組織化されている、自主性がある、エコツーリズムの考えが浸透している、地域の産業とエコツーリズムからの収入のバランスがよい、土産品開発			
5. 非常によい 4. かなりよい 3. ふつう 2. うまくいっていない 1. ぜんぜんだめである			
運営方法			
見せ方の工夫、夜の楽しさ			
5段階評価			
サービス水準			
施設の水準、食事の工夫(地産度)など			
事例 カチョーテ		オビエド湖—詳しくはわからないが	
アクセス	1	4	
資源性	4	4	
季節性	4?	3	動物がどうか?
地域社会	3 自主性に欠ける	4	
運営方法	4	4	
施設水準	2	4	